

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	1
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	令和7年度都城市児童クラブ事業委託		
案 件 の 概 要	都城市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、利用サービスの向上、民間活力の利用、市の財政負担の軽減を図るために、放課後児童クラブ事業の委託をするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市郡元町2845番地14 [名 称] KNM管財株式会社 ほか 全部で27法人		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 放課後児童クラブ事業は、小学校に就学している児童で、保護者の方が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、その放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら、学校や児童館・児童センター、保育園や幼稚園等の施設内で「生活」の場を提供し、安全な遊び場の提供や生活指導等を行うとともに、その健全な育成を図ることを目的としている。 市では、都城市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、計画的にその整備・拡充を図るとともに、利用サービスの向上、民間活力の利用、市の財政負担の軽減を図るため事業の委託を推進している。 この都城市児童クラブ事業の実施委託については、「都城市放課後児童健全育成事業実施規則」第6条の規定に基づき、委託するものである。 事業者の選定に当たっては、公募の実施等を行い、定める基準に沿った事業の実施が可能と認められる法人を選定しており、それぞれの法人与随意契約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1,068,864,718円		

別紙（番号 1 関係）

契約相手方一覧

事業者名	住所
KNM管財株式会社	都城市郡元町 2845 番地 14
特定非営利活動法人 子育て応援団あおぞら	都城市高崎町前田 716 番地 3
社会福祉法人 五十市保育園	都城市久保原町 29 街区 4 号
社会福祉法人 エンゼル会	都城市上長飯町 81 号 4 番地
特定非営利活動法人 エンゼルランブ育の会	都城市太郎坊町 3517 番地 3
特定非営利活動法人 子育てネットおひさまとはらっぱ	都城市蓑原町 3111 番地 55 号
社会福祉法人 郡元福祉会	都城市郡元四丁目 23-18
特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間	都城市上水流町 1624 番地 1
社会福祉法人 こまつ会	都城市乙房町 323 番地
社会福祉法人 さかえ福祉会	都城市高城町穂満坊 2553 番地 51
特定非営利活動法人 桜ます	都城市山之口町富吉 4410 番地
社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市牟田町 26 街区 16 号
セイハネットワーク株式会社	福岡市博多区店屋町 1 番 35 号博多三井ビル 2 号館 4 階
社会福祉法人 相愛会	都城市早鈴町 1583 番地 3
高崎麓小児童クラブ運営委員会	都城市高崎町前田 2330 番地
社会福祉法人 たんぽぽ福祉会	都城市一万城町 12 号 2 番
学校法人 知勇学園	都城市上水流町 1758 番地
社会福祉法人 つくし会	都城市都原町 11 番地 5
特定非営利活動法人 子育て支援つくしっ子	都城市高崎町縄瀬 2938 番地
社会福祉法人 なかま福祉会	都城市太郎坊町 3149 番地 1
特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	都城市志比田町 9857 番地 4
社会福祉法人 ひかり福祉会	都城市志比田町 7182 番地 1
社会福祉法人 ますみ福祉会	都城市都島町 1171 番地
社会福祉法人 みのり福祉会	都城市菓子野町 9523 番地 1
学校法人山下学園 にし幼稚園	都城市南横市町 4003 番地 2
特定非営利活動法人 結羽会都城スマッシュ幸	都城市千町 4953 番地 1
社会福祉法人 ルンビニ保育会	都城市庄内町 12468 番地

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	2
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－3 6－5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	予防接種業務委託		
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市の指定した疾病に対する予防接種の、定期予防接種業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人 都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には、具体的にどの医療機関が定期予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城市北諸県圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 479,500,662 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	3
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0986-24-5560 (直通)		
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 本庁管内②		
案 件 の 概 要	都城市内（本庁管内②）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町7403番地 [名 称] 株式会社エコロ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市町村は、廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総括的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。 さらに、市町村が行うべき一般廃棄物を自ら処理する場合はもとより、他人に委託して行わせる場合においても、その行為の責任は引き続き市町村が有するものとされている。 このため、生活系一般廃棄物の収集、運搬を委託する場合においては、法令等に規定される「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条）」を遵守させ、「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（同令第4条）」に従った適正な処理を確保するため、受託者の能力要件に加えて、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視する必要がある。また、本市では、行政改革の一環として、生活系一般廃棄物の収集運搬業務を直営方式から民間委託方式に暫時転換してきた。 このような中、本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。 本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものである。当該事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たし、市内に本店又は支店を有している事業者で、事業規模に対して収集車両の保有台数等を総合的に勘案しても資本装備等資力が充実しており、本業務を適切に履行できる事業者であることから、収集運搬計画に基づき随意契約するものである。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号には、市町村が一般廃棄物処理業務を委託する場合、「委託料が受託業務を遂		

	行するに足りる額であること。」と定めてある。本市における委託料については、各地区のごみの種類や収集・運搬量を適正に把握した上で設計した収集コースを基に、その走行距離、収集回数、収集業務の安全性の確保のための乗車人数及び収集に必要な資機材の費用等を勘案し積算した金額を「受託業務を遂行するに足りる額」とし、その金額について協議・検討した上で、決定している。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	361,564,138円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 4

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)	
契 約 案 件 名	都城市健康診査業務委託	
案 件 の 概 要	下記3つの健康診査業務を委託するもの ①高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定診査 ②高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮広域条例第17号）第3条第2項に基づき、本市が宮崎県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施する後期高齢者健康診査業務のうち、対象者への案内や健康診査結果の集約等の事務的な部分を除く健康診査 ③生活保護受給者に対する生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人 都城市北諸県郡医師会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には、具体的にどの医療機関が特定健康診査、後期高齢者健康診査及び生活保護受給者健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	2 3 3 , 5 8 9 , 4 4 4 円

令和7年度 随意契約理由書

番号 5

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市シティプロモーション等業務委託
案 件 の 概 要	本市の物産及び観光等の更なる振興を目的として、シティプロモーション実施に関する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区東新橋一丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市は平成26年度より、「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」とのコンセプトのもとPR戦略を展開している。その中で「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」を効果的かつ戦略的に発信するためのツールとしてふるさと納税を活用している。 本業務は、ふるさと納税等のPRツールを活用したシティプロモーションの実施により、シティブランディング「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」の確立を図り、本市の物産及び観光等の更なる振興につなげることを目的とする。その手段として、様々なターゲットに絞って訴求することが比較的容易であり、費用対効果を検証しやすいWEB広告を中心に実施する。 WEB広告では、対象となる市場を常に分析し、情報の更新を行い、より精度の高い広告施策の立案・運用が必要となる。この分析から広告計画立案・実施のPDCAサイクルの精度を高め、より効果的に実施するためには、平成30年度に実施した楽天DMP (Data Management Platform) の分析結果を活用するとともに、現在の市場環境における更新作業を併行的に行い、外部環境の変動及び市場の動きを比較検証しながら実施していくことが非常に有効である。「楽天DMP」は、上記事業者と楽天データマーケティング株式会社により提供されるビッグデータであるが、その核心部分の情報については、契約上の制限により上記事業者のみが利用できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	211,000,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号 6

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域包括支援センター運営事業委託 (基本契約分)
案 件 の 概 要	都城市地域包括支援センター運営事業のうち基本契約分に係る業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市栄町22号5番地1 外 6か所 [名 称] 社会福祉法人豊の里 外 6法人
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 地域包括支援センター (以下「センター」という。) は、市内7か所に設置している機関で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から高齢者及びその家族を支え、本人、家族、地域住民、介護支援専門員等から受けたいろいろな相談を、適切な機関と連携して解決に努め、地域に密着した活動を行うことを目的としている。 また、センターの運営事業者は、介護保険法に基づき6年ごとに指定介護予防支援事業者としての指定を受ける必要があり、現在の指定期間は社会福祉法人スマイリング・パークについては令和6年4月から令和12年3月、その他6法人については令和6年10月から令和12年9月までとなっている。 このため、都城市地域包括支援センター運営事業のうち、基本契約分に係る業務の委託について、都城市地域包括支援センターの設置及び運営に関する規則 (平成18年規則第308号) 第3条の規定に基づき、適切な事業の運営が確保できると認められる上記法人 (上記指定を受けている法人) と、それぞれ随意契約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	208,733,000円

別紙（番号6関係）

契約ごとに記入（契約が法人単位の場合は法人ごと、事業所単位の場合は事業所ごと

	相手方住所・名称	委託料総額（円）
1	都城市栄町22号5番地1 社会福祉法人 豊の里	27,779,000
2	都城市豊満町2647番地 社会福祉法人 常緑会	32,803,000
3	都城市松元町15街区10号 医療法人 魁成会	32,803,000
4	都城市太郎坊町563番地1 社会福祉法人 恵愛会	32,803,000
5	都城市南横市町4000番地 社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	27,779,000
6	都城市牟田町26街区16号 社会福祉法人 スマイリング・パーク	27,779,000
7	都城市松元町4街区17号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	26,987,000

208,733,000

令和7年度 随意契約理由書

番号 7

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 本庁管内①
案 件 の 概 要	都城市内（本庁管内①）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市江平東町6番地13 [名 称] 株式会社 山崎紙源センター
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市町村は、廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総括的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。 さらに、市町村が行うべき一般廃棄物を自ら処理する場合はもとより、他人に委託して行わせる場合においても、その行為の責任は引き続き市町村が有するものとされている。 このため、生活系一般廃棄物の収集、運搬を委託する場合においては、法令等に規定される「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条）」を遵守させ、「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（同令第4条）」に従った適正な処理を確保するため、受託者の能力要件に加えて、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視する必要がある。また、本市では、行政改革の一環として、生活系一般廃棄物の収集運搬業務を直営方式から民間委託方式に暫時転換してきた。このような中、本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。 本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものである。上記事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たし、市内に本店又は支店を有している事業者で、事業規模に対して収集車両の保有台数等を総合的に勘案しても資本装備等資力が充実しており、本業務を適切に履行できる事業者であることから、収集運搬計画に基づき随意契約するものである。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号には、市町村が一般廃棄物処理業務を委託する場合、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。」と定めてある。本市における委託料に

	については、各地区のごみの種類や収集・運搬量を適正に把握した上で設計した収集コースを基に、その走行距離、収集回数、収集業務の安全性の確保のための乗車人数及び収集に必要な資機材の費用等を勘案し積算した金額を「受託業務を遂行するに足りる額」とし、その金額について協議・検討した上で、決定している。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	194,812,104円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	8
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	ふるさと納税支援業務委託契約書		
案 件 の 概 要	株式会社トラストバンクが企画運営するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」において本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 [名 称] 株式会社トラストバンク		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、大手ポータルサイトの一つであり、ポータルサイトの中でも老舗の「ふるさとチョイス」は、申込可能自治体数が約1,700、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約760,000点となっている。 また、ふるさと納税制度を初めて利用する者でも手軽にふるさと納税を行えるようなコンテンツも充実していることや、自治体と寄附者、自治体と自治体、自治体とその地域の事業者や生産者などを繋げる場の提供にも力をいれているなど、本業務の目的に合致した履行を期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1 9 3 , 2 1 4 , 4 5 9 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	9
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市さとふる業務委託契約		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社さとふるが運営する「さとふる」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都中央区京橋二丁目2番1号 [名 称] 株式会社さとふる		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、大手ポータルサイトの一つである「さとふる」は、TVCMなどを積極的に行っており、申込可能自治体数が約1,300、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約800,869点（2024年3月時点）となっている。また、申込受付から返礼品の配送までを全て自社サービスで行っているため、他のポータルサイトと比較すると、返礼品の配送を短期間で行える強みをもっている。 さらに、「ソフトバンクグループ」が運営していることから、キャリア決済が充実しているとともに、安定したポータルサイト運営がなされており、本業務の目的に合致した履行を期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1 8 5 , 8 8 7 , 6 8 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	10
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	街路管理第2号 市内各街路植栽管理業務委託		
案 件 の 概 要	市内各街路の植栽管理業務及び巡視業務（施設点検、樹木点検等）を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内各街路の植栽管理業務及び巡視業務（施設点検、樹木点検等）を委託するものである。 本業務は、履行箇所が40.7kmと広範囲にわたる。また、街路管理の中でも、住民からの要望等が最も多い植栽管理の分野の業務であるため、本業務には迅速な対応が求められる。 そのため、管理・連絡体制整備の観点から、管理業務と巡視業務の委託先を一元化することが望ましい。さらに、本業務の実施に当たっては、多くの実績と現場経験があり、的確な状況把握及び判断が可能であること並びに作業に応じた必要人員の確保及び優れた機動力が必要である。 以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能である唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	162,800,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	11
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査業務委託		
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査（妊婦健康診査14回、15回目以上は医師が必要と認めた場合、多胎妊娠の妊婦健康診査5回、子宮頸がん検査1回、1か月児健康診査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人 宮崎県医師会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 妊婦及び乳児の健康診査、並びに乳児精密健康診査については、上記法人が県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立しており、他に同様の機能を有する団体は存在しないため、同法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1 2 9 , 6 5 4 , 2 4 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	12
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市指定ごみ袋製造及び保管・配送業務委託		
案 件 の 概 要	都城市指定ごみ袋の製造及び保管並びに市内全域に 1 6 者ある登録業者の受注管理及び配送業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊 7 5 0 [名 称] 益山商工株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、本市の指定ごみ袋について、指定ごみ袋の製造及び在庫の保管並びに登録業者への納品という一連の業務を行うものである。 本市では、一定の規格を定めて指定ごみ袋を製造し、指定ごみ袋取扱業者として登録された事業者（登録業者）にごみ袋を販売している。 本業務の受注者は、製造した指定ごみ袋について、自社倉庫内で在庫管理及び入庫状況を把握し、登録業者からの 1 月平均70回程度の注文に応じて、配送を行う必要がある。 上記事業者は、本市における指定ごみ袋を製造できる唯一の市内事業者であり、かつ、適切に在庫管理を行い、登録業者へ配送することが可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	執行見込総額 1 1 0 , 2 2 9 , 9 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	13
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険日帰り人間ドック業務委託		
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険被保険者の人間ドック受診事業を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人 都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市には具体的にどの医療機関が人間ドックを実施できるのか、各医療機関の受入可能件数がどの程度であるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸県圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 83,850,800円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	14
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	公園管理第6号 市内各公園植栽管理業務委託		
案 件 の 概 要	市内各公園の植栽管理業務、巡視業務及び補修等業務（施設・遊具点検、樹木点検等）を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内各公園の植栽管理業務、巡視業務及び補修等業務（施設・遊具点検、樹木点検等）を行ものである。 本業務の履行箇所は、市内全域の約200箇所と広範囲にわたる。また、公園管理業務の中でも、住民からの要望等が最も多い植栽管理の業務であるため、本業務には迅速な対応が求められる。 そのため、管理・連絡体制整備の観点から、管理業務と巡視業務の委託先を一元化することが望ましい。 さらに、本業務の実施に当たっては、多くの実績と現場経験があり、的確な状況把握及び判断が可能であること並びに作業に応じた必要人員の確保及び優れた機動力が必要である。 以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能である唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	79,200,000円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	15
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 6 - 3 7 2 1 (直通)
契 約 案 件 名	A I ドリル使用許諾契約
案 件 の 概 要	市立小・中学校に在籍する小学 3 年生以上の児童生徒が学習するための A I ドリル (5 教科) を導入するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都文京区小石川 2 丁目 3 番 2 3 [名 称] 株式会社 C O M P A S S
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 A I ドリルは、個々の学習進捗や解答の正誤情報などを蓄積・分析することで、一人一人の理解度や弱点を発見し、それぞれの弱点を克服するために次に学習すべき内容を A I が自動抽出するという機能を有する教材である。 教育委員会では、令和 2 年度から教育研究所の研究員による A I ドリルの効果研究を行っており、数ヶ月間、実際に上記事業者を含む 3 者の A I ドリルを市内の小中学校の 2 0 校で使用した。 A I ドリルの選定については、教育委員会職員及び小・中学校教員 (教育研究所所員) により構成される A I ドリル準備委員会を令和 5 年 2 月 4 日に開催し、A I ドリルを使用した児童生徒や教員の意見も参考にしながら、詳細項目による審査を行った。 上記事業者の開発した「Qubena (キュビナ) 」は、A I により個々の理解度に応じた最適な問題が即時に出題されるため、個別最適化された学習が可能である。また、「Qubena (キュビナ) 」は、学力向上のエビデンスが立証されており、公立・私立小中学校約 1 , 8 0 0 校以上の自治体での導入実績がある。 以上の経緯から、「Qubena (キュビナ) 」がもっとも高い評価を獲得したため、令和 4 年度以降は継続して「Qubena (キュビナ) 」を利用しており、契約相手は特定される。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	6 6 , 2 4 7 , 6 3 2 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	16
-----	----

担 当 課	〔部 課 等 名〕福祉部 福祉課 〔電 話 番 号〕0986-23-3102（直通）
契 約 案 件 名	都城市敬老特別乗車券事業委託
案 件 の 概 要	市内を常時運行する路線バスについて、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、敬老特別乗車券を交付し、1回の乗車に付き100円の自己負担で路線バスに乗車できる事業について委託するもの
契約の相手方	〔所 在 地〕宮崎市松山一丁目1番1号 〔名 称〕宮崎交通株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、1,000円の手数料と引き換えに路線バスの敬老特別乗車券を交付し、それを路線バス乗車時に提示することで、1回の乗車を自己負担額100円で利用できるものである。 本事業の実施に当たっては、高齢者の利便性を図るため、路線バスの運行について、市内のできるだけ広い地域をカバーし、スムーズな運行を行う必要がある。市内に常時運行ルートを有するバス会社は、宮崎交通株式会社、有限会社高崎観光バス、鹿児島交通株式会社及び本村交通株式会社の4事業者のみであるため、それぞれの路線網に応じて随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	60,365,000円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	17
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)		
契 約 案 件 名	スマイルみやこんじょ運用保守業務委託		
案 件 の 概 要	「スマイルみやこんじょ」に係るサービスの運用・保守を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区東新橋1-8-1 [名 称] 株式会社電通		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、地域社会のデジタル化を図るため、都城市スマートシティ関連事業第一弾、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として、社会課題となっている認知症対策事業として、マイナンバーカードを活用したサービス「スマイルみやこんじょ」(以下「サービス」という。)の運用保守を委託するものである。 現在運用しているサービスは、上記事業者が関連事業者との調整、開発及び導入したものである。そのため、本業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者であり、同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。 仮に、本事業を他の事業者へ委託した場合、既に連携している団体等との関係性に影響を及ぼし、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	60,100,000円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 18

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0986-36-8714 (直通)
契 約 案 件 名	都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市障がい者（児）基幹相談支援センター事業業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、都城市障がい者（児）基幹相談支援センター事業実施要綱（平成30年告示第242号。以下「要綱」という。）第4条に掲げる事業等を総合的に行うものである。 障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センターは、あらゆる障がいに関してワンストップで相談できる総合相談窓口として、障がいの特性に対する専門的知識や経験を有している人材が配置されることが、障がい者等を地域で支援するため民生委員やボランティア、関係機関との連携が必須となる。 また、本事業を受託するためには、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19に定める指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に定める指定特定相談支援事業者の指定を受けている法人であることが必須である。 これらの点において、上記法人は、本事業を実施する上で必要な要件を具備しており、組織体制、経験及び地域ネットワークも有していることから、本事業の適切な実施が確保できると認められるため、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	59,996,728円

令和7年度 随意契約理由書

番号 19

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 高城総合支所管内
案 件 の 概 要	都城市内（高城総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山之口町富吉2885番地1 [名 称] GTエナジー有限会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。 さらに、市町村が行うべき一般廃棄物を自ら処理する場合はもとより、他人に委託して行わせる場合においても、その行為の責任は引き続き市町村が有するものとされている。このため、生活系一般廃棄物の収集、運搬を委託する場合においては、法令等に規定される「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条）」を遵守させ、「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（同令第4条）」に従った適正な処理を確保するため、受託者の能力要件に加えて、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視する必要がある。 また、本市では、行政改革の一環として、生活系一般廃棄物の収集運搬業務を直営方式から民間委託方式に暫時転換してきた。このような中、本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。 本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものであり、その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たし、市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案しても資本装備等資力が充実しており、本業務が履行できると見込まれる事業者と、収集運搬計画に基づき随意契約するものである。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号には、市町村が一般廃棄物処理業務を委託する場合、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。」と定めてある。本市における委託料に

	については、各地区のごみの種類や収集・運搬量を適正に把握した上で設計した収集コースを基に、その走行距離、収集回数、収集業務の安全性の確保のための乗車人数及び収集に必要な資機材の費用等を勘案し積算した金額を「受託業務を遂行するに足りる額」とし、その金額について協議・検討した上で、決定している。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	59,338,615円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	20
-----	----

担 当 課	〔部 課 等 名〕総務部 資産税課 〔電 話 番 号〕0 9 8 6－2 3－2 1 2 4（直通）
契 約 案 件 名	土地評価システム運営業務委託
案 件 の 概 要	固定資産税の土地評価をするに当たり、毎年の変動処理及び3年ごとの評価替えに対応するため、税務地図情報システムを利用して、土地評価に必要なデータを整備する業務を委託するもの
契約の相手方	〔所 在 地〕宮崎市広島二丁目5番16号 〔名 称〕朝日航洋株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 土地評価業務は、所有権移転や分合筆などの普通変動処理のほかに3年毎の評価替えに向けた準備作業を毎年実施している。特に評価替え作業については、市内における地域性を踏まえつつ、過去からの土地評価に関するデータを引き継ぎながら、様々な要因の変化を適正に把握し、評価に反映させなければならない。 現在、稼働中の土地評価システム（税務地図情報システム）は、土地評価に係る様々なデータを整備し、過去のデータを蓄積・活用しながら評価を行うばかりでなく、長年にわたり本市と上記事業者がそれぞれの知見とノウハウを駆使して構築してきたシステムである。さらに、上記事業者は、本市の評価方法等に精通していることから評価基準に関する提案等を行うなどアドバイザー的な役割も果たしており、現システムには、上記事業者の知的財産を活用した機能も随所に盛り込まれている。 毎年土地評価業務は、これら過去の土地評価に関する様々なデータやノウハウが蓄積された、現システムを今後も継続的に活用しながらシステム変更等による急激な評価変動の可能性を回避しながら、公平かつ公正で安定した土地の評価を行っていく必要がある。 なお、同システムは、上記事業者が開発し、導入したものであり、その著作権を有していることから、本業務は、土地評価システムを開発した上記事業者以外には履行できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	52,910,000円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	21
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約		
案 件 の 概 要	本件は、ガバメントクラウド利用料のデジタル庁における保管及びクラウド利用料に係る債務引渡のための契約である		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区紀尾井町1 - 3 東京ガーデンテラス紀尾井町 [名 称] デジタル庁		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 地方公共団体における情報システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第2条に定める対象の基幹業務システム（住民記録等、政令で定める20業務の情報システム）については、同法律第10条によりガバメントクラウドを利用することが努力義務とされています。また、それ以外の情報システムについても、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第18条第3項により、ガバメントクラウドの利用を検討することが努力義務とされています。 ガバメントクラウドの利用にあたっては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第19条に定めるクラウド利用料のデジタル庁における保管及びクラウド利用料に係る債務引受を実現するため、デジタル庁との契約を締結することが必須であり、他の団体や事業者との契約では目的を果たすことができません。 以上の理由から競争入札には適さないため、随意契約を行うものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 52,086,988円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 22

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)
契 約 案 件 名	介護予防ケアマネジメント事業
案 件 の 概 要	介護保険法(平成9年法律第123号。)第115条の45第1項に規定する介護 予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防ケアマネジメント業務を 委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市栄町2 2号5番地1 [名 称] 社会福祉法人 豊の里 外6法人
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 介護予防ケアマネジメント業務については、都城市介護予防・日常生 活支援総合事業実施要綱(平成28年都城市告示第419号)第5条におい て、各地区地域包括支援センターが実施することと規定されているた め、各包括支援センターの委託法人である別紙7法人与それぞれ随意契 約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	5 0 , 6 7 6 , 7 8 0 円

別紙（番号 22 関係）

	相手方住所・名称	委託料執行見込（円）
1	都城市栄町 22 号 5 番地 1 社会福祉法人 豊の里	7,239,540
2	都城市豊満町 2647 番地 社会福祉法人 常緑会	7,239,540
3	都城市松元町 15 街区 10 号 医療法人 魁成会	7,239,540
4	都城市太郎坊町 563 番地 1 社会福祉法人 恵愛会	7,239,540
5	都城市南横市町 4000 番地 社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	7,239,540
6	都城市牟田町 26 街区 16 号 社会福祉法人 スマイリングパーク	7,239,540
7	都城市松元町 4 街区 17 号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	7,239,540

合計 50,676,780 円

令和7年度 随意契約理由書

番号 23

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)	
契 約 案 件 名	都城市健康増進施設利用助成事業委託	
案 件 の 概 要	65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等を対象に、1人当たり20回分の健康増進施設利用助成券を交付し、自己負担の残りの額を市が助成する事業について委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山4195番地 外 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社 外 全部で8事業者	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等を対象に、1人当たり20回分の健康増進施設利用助成券（以下「助成券」という。）を交付し、この助成券を使用した者が、1回100円の自己負担（場所、内容により金額に変更あり）で健康増進施設を利用可能となるよう、残りの額を市が助成するものである。 本事業の実施に当たっては、都城市健康増進施設利用助成事業実施要綱（令和3年告示第245号）第2条第3項に、市内7か所及び市外5か所の健康増進施設の指定管理者とそれぞれ契約することが規定されているため、上記事業者と随意契約するものである。 ※契約相手方一覧は別紙のとおり	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	50,101,583円

別紙（番号 23 関係）

契約相手方	所在地	本事業の履行場所
ヤマブルー株式会社	都城市山之口町山之口 2123 番地	山之口総合交流活性化センター(青井岳温泉) 都城市山之口町山之口 2123 番地
都城ぼんち地域振興株式会社	都城市高城町石山 4195 番地	高城健康増進センター(観音さくらの里) 都城市高城町石山 4195 番地
同上	同上	(1) 山田総合交流ターミナル複合施設 (かかしの里ゆぽっぽ) 都城市山田町中霧島 3340 番地 2 (2) かかしの里パークゴルフ場 都城市山田町山田 5025 番地 1
同上	同上	高崎総合公園(高崎パークゴルフ場) 都城市高崎町大牟田 1399 番地
社会福祉法人 スマイリングパーク	都城市牟田町 26 街区 16 号	山田温泉交流センター(極上の湯 山田温泉) 都城市山田町中霧島 1913 番地
ラスパたかざき株式会社	都城市高崎町大牟田 1332 番地 8	高崎総合公園(ラスパたかざき) 都城市高崎町大牟田 1332 番地 8
株式会社メセナ末吉	鹿児島県曽於市末吉町 深川 11051 番地 1	(1) メセナ住吉交流センター 鹿児島県曽於市末吉町ニ之方 2971 番地 1 (2) 財部温泉健康センター 鹿児島県曽於市財部町下財部 357 番地 1
曽於市社会福祉協議会	鹿児島県曽於市財部町 南俣 504 番地 1	大隅弥五郎伝説の里 鹿児島県曽於市大隅町岩川 5718 番地 1
阿部商事有限会社	三重県四日市市西新地 203 ハ 番地	志布志市ダグリ公園 国民宿舎ボルベリアダグリ 鹿児島県志布志市志布志町夏井 203 番地
株式会社蓬の郷	鹿児島県志布志市有明町 蓬原 351 番地 3	志布志市蓬の郷 ふれあい交流センター 鹿児島県志布志市有明町蓬原351番地3

令和7年度 随意契約理由書

番号 24

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市斎場管理業務委託
案 件 の 概 要	都城市斎場の火葬炉運転業務、遺体等の受取り及び遺骨の引渡し、火葬台帳、火葬予約受付、備品及び消耗品の管理等の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、遺体を火葬するという人生終焉の儀式に直接携わる重大かつ特殊な業務である。 業務内容は、遺体の搬入、火葬炉前での見送り、火葬・収骨等の直接的な火葬業務、火葬炉の運転、焼却灰の清掃、火葬設備・機器の維持管理等の火葬炉の運転保守業務、火葬予約の受付、火葬台帳の管理、斎場利用者の案内等の施設運営業務など多岐にわたっている。 上記事業者については、平成2年度の施設開設当初から本業務に携わっており、業務内容を熟知し経験も極めて豊富で、特に特殊な設備である火葬炉設備・機器の維持管理・保守を含めた本業務を円滑に遂行できる技能を有する職員を配置していることから、事故も無く極めて良好な状況で運営できている。 本業務を上記事業者以外のものが請け負った場合、直接的な火葬業務、火葬炉の運転保守業務及び施設運営業務の習熟に相当な時間を要し、円滑な火葬業務の遂行に重大な支障が生じることが懸念される。 以上の理由により、現在、本業務を請け負うことが可能な事業者は、市内においては上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	41,219,200円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	25
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	東京モノレール広告看板掲出業務委託		
案 件 の 概 要	ふるさと納税日本一になったことへの感謝の意を表するとともに、 「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするため、東京モノレール沿線に広告看板を掲出する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区芝大門1丁目4番8号 [名 称] 株式会社モノレール・エージェンシー		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京モノレール沿線に、令和5年度ふるさと納税日本一になったことへの感謝の意を表するとともに、本市の「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするため、広告看板を掲出するものである。 直近のデータによると、東京モノレール浜松町駅は1日当たり利用者数が約90,000人となっており、かつ、利用者の属性がふるさと納税のメインターゲットと一致することから、東京モノレール沿線における広告看板は、非常に効率的な広告媒体である。 今回、掲出を予定している東京モノレール沿線の広告媒体は、いずれも上記事業者が管理するものであることから、本件の契約の相手方として特定される同事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	39,469,760円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 26

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 山之口総合支所管内
案 件 の 概 要	都城市内（山之口総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口2908番地1 [名 称] 有限会社大迫産業
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。 さらに、市町村が行うべき一般廃棄物を自ら処理する場合はもとより、他人に委託して行わせる場合においても、その行為の責任は引き続き市町村が有するものとされている。このため、生活系一般廃棄物の収集、運搬を委託する場合においては、法令等に規定される「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条）」を遵守させ、「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（同令第4条）」に従った適正な処理を確保するため、受託者の能力要件に加えて、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視する必要がある。 また、本市では、行政改革の一環として、生活系一般廃棄物の収集運搬業務を直営方式から民間委託方式に暫時転換してきた。 このような中、本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。 本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものであり、その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たし、市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案しても資本装備等資力が充実しており、本業務が履行できると見込まれる事業者と、収集運搬計画に基づき随意契約するものである。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号には、市町村が一般廃棄物処理業務を委託する場合、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。」と定めてある。本市における委託料に

	については、各地区のごみの種類や収集・運搬量を適正に把握した上で設計した収集コースを基に、その走行距離、収集回数、収集業務の安全性の確保のための乗車人数及び収集に必要な資機材の費用等を勘案し積算した金額を「受託業務を遂行するに足りる額」とし、その金額について協議・検討した上で、決定している。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	39,324,344円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	27
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－2 3－2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	地域子育て支援センター事業		
案 件 の 概 要	子育て家族の交流促進、育児不安についての相談指導等、地域の子育て家族に対する育児支援を図る事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町2街区24－3号 [名 称] 特定非営利活動法人りんごの木 外 2法人		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務については、都城市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成23年度都城市告示第361号。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、委託するものである。 事業所の選定に当たっては、公募の実施等を行い、同要綱に定める基準に沿った事業の実施が可能と認められる別紙の市内3法人とそれぞれ随意契約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	35,967,688円		

別紙（番号 27 関係）

受注者一覧

事業者名	住所	契約金額（円）
特定非営利活動法人 りんごの木	都城市花繰町 2 街区 2 4－3 号	13,757,048 円
社会福祉法人 エンゼル会	都城市上長飯町 8 1 号 4 番地	14,382,048 円
社会福祉法人 鳴峰会	都城市高崎町大牟田 1 1 5 1 番地 3	7,828,592 円

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	28
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	住民情報システムクラウドサービス利用契約
案 件 の 概 要	市で使用している住民情報システムクラウドサービスの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号 [名 称] 行政システム九州株式会社宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 住民情報システムクラウドサービス（以下「サービス」という。）は、上記事業者が開発し、サービスに係る使用権を保有しているものであり、同システムについては、同事業者からでなければ、使用権の許諾を受けることはできない。 また、障害対応等の基本サポートや法改正対応サポートについても、上記事業者でなければ実施できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	3 4 , 8 2 6 , 3 3 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	29
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)		
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 山田総合支所管内		
案 件 の 概 要	都城市内（山田総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町7403番地 [名 称] 株式会社エコロ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総括的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。 さらに、市町村が行うべき一般廃棄物を自ら処理する場合はもとより、他人に委託して行わせる場合においても、その行為の責任は引き続き市町村が有するものとされている。 このため、生活系一般廃棄物の収集、運搬を委託する場合においては、法令等に規定される「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条）」を遵守させ、「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（同令第4条）」に従った適正な処理を確保するため、受託者の能力要件に加えて、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視する必要がある。また、本市では、行政改革の一環として、生活系一般廃棄物の収集運搬業務を直営方式から民間委託方式に暫時転換してきた。このような中、本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。 本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものであり、その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たし、市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案しても資本装備等資力が充実しており、本業務が履行できると見込まれる事業者と、収集運搬計画に基づき随意契約するものである。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号には、市町村が一般廃棄物処理業務を委託する場合、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と定めてある。本市における委託料に		

	については、各地区のごみの種類や収集・運搬量を適正に把握した上で設計した収集コースを基に、その走行距離、収集回数、収集業務の安全性の確保のための乗車人数及び収集に必要な資機材の費用等を勘案し積算した金額を「受託業務を遂行するに足りる額」とし、その金額について協議・検討した上で、決定している。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	32,889,483円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	30
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 6 - 3 7 2 1 (直通)		
契 約 案 件 名	小・中学校ネットワーク保守管理業務委託		
案 件 の 概 要	小・中学校ネットワーク保守管理業務を委託し小中学校内のネットワークの保守、ネットワークに接続する端末等機器や情報システムの管理運用を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町 2 0 号 8 番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、市内小中学校の校内ネットワークの保守、ネットワークに接続する端末等機器や情報システムの管理運用を委託するものである。 現在、整備されている校内ネットワーク及び情報システムは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ、職員や I C T 支援員からの問合せ等への迅速かつ的確な対応や、ソフトウェア設定やサーバ管理等、本委託業務の確実な履行を期待できない。 また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、児童生徒の学習や学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	3 0 , 4 7 2 , 2 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	31
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)	
契 約 案 件 名	带状疱疹ワクチン予防接種業務委託	
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に基づく令和7年度高齢者の带状疱疹ワクチン予防接種業務を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条に基づき、带状疱疹ワクチン予防接種を実施するものであり、本事業の対象者は、都城市内に住所を有する令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳及び100歳以上となる者及び60歳以上65歳未満の者で、該当する免疫不全関連の疾患を有するものであり、その対象者数は、約1万2千人となる。 事業委託に当たり、市には、具体的に市内のどの医療機関が高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	2 9 , 2 0 4 , 2 4 5 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	32
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－2 3－2 6 8 4（直通）	
契 約 案 件 名	都城市ファミリー・サポート・センター事業委託	
案 件 の 概 要	勤労者が仕事と育児を安心して両立できる環境を整備し、地域の子育て支援に資するため、利用会員と援助会員をマッチングさせることで育児の援助活動を行う都城市ファミリー・サポート・センター事業を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
	都城市ファミリー・サポート・センター事業（以下「本事業」という。）は、育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）を組織化し、利用会員と援助会員を適切にマッチングさせることで、勤労者が家庭と育児を安心して両立できる環境を整備し、地域の子育て支援に資することを目的としている。 本業務の履行事業者には、地域において子育てに関する知見とネットワークを有することが求められる。また、都城市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第3条の規定により、同センターの運営を社会福祉法人等に委託することができるとされている。 以上の理由により、市内において、子育てに関する地域間ネットワークを有し、確実な業務の履行が期待できる唯一の団体である上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	28,917,650円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	33
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2056 (直通)
契 約 案 件 名	休日急患診療事業委託
案 件 の 概 要	休日昼間の急患を診療するため、1休日につき6医療機関の開業を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 事業実施に当たっては、医療機関の協力が不可欠であり、また、実施機関の選定を含めて委託する必要があるため、都城市及び三股町内で唯一、医療機関の取りまとめや調整を行うことのできる上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	26,695,900円

令和7年度 随意契約理由書

番 号

34

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域活動支援センター I 型事業委託
案 件 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における地域生活支援事業のひとつである地域活動支援センター I 型事業の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高木町 4 6 6 4 番地 1 [名 称] 特定非営利活動法人 あなたの街の応援団
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、障がい者等が都城市地域活動支援センターに通い、創作活動や生産活動をしたり、社会との交流促進により、自立した地域生活を営むことができるように支援する事業であり、事業の実施に当たっては、精神保健福祉士等の専門的知識や支援が必要となる。 本事業は、受託先の事業撤退のため、令和6年4月から休止していた。上記事業者は、平成31年4月から障がい者等日中活動支援事業を受託しており、当該事業休止後の利用者を積極的に受け入れ、利用者からの信頼も厚く、令和7年1月から再開された当該事業を受託している。 本件は利用者に過度の精神的不安を与えないことが最優先であることから、引き続き同事業者に委託することで、利用者への精神的負担を軽減することができる。 加えて、上記事業者は、都城市地域活動支援センター I 型事業実施要綱（平成22年度告示第325号）の規定に基づき、実施可能な基準を満たす事業所を有し、適切な事業の実施が確保できると認められる市内で唯一の地域活動支援センター I 型の届出事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2 6 , 2 2 4 , 9 8 3 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	35
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市浄化槽保守管理業務委託
案 件 の 概 要	市有施設について、浄化槽の関係法令の規定に基づく保守点検及び清掃業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 浄化槽の点検業務及び清掃業務は業務が一部重複するため、これらを切り離して発注した場合、必然的に業務を重複的に行う部分が生じ、委託料が割高になってしまう。また、それぞれの業務の関連部分の連絡体制等が難しくなり、適正な業務遂行に支障を来すおそれがある。このため、浄化槽点検業務と清掃業務をまとめて一つの契約とする。 本業務の内容には、市有施設の浄化槽に係る点検業務及び清掃業務の両方が含まれる。このうち、清掃業務については、現在、上記事業者が市内において唯一の許可業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	24,161,293円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	36
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 1 9 6 3 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市自立相談支援事業委託		
案 件 の 概 要	平成 2 7 年 4 月 1 日から施行された「生活困窮者自立支援法」において、福祉事務所設置自治体に実施が義務付けられている「自立相談支援事業」の実施を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町 4 街区 1 7 号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 生活困窮者自立支援法第 5 条第 2 項に基づき委託での事業実施が可能である自立相談支援事業（以下「本事業」という。）は、生活困窮者の相談を受け、その抱えている問題を分析し、法に基づく事業のほか、各関係機関の支援事業や地域の民生委員等の見守りなどの支援を盛り込んだ支援計画を策定するとともに、関係機関と連携しながら自立までの支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、地域の民生委員や各種関係機関との連携体制がとれる事業者で、かつ、生活困窮者の方の相談・支援を適切に実施できる事業者でなければならない。 この点、上記法人は、これらの要件を満たしており、かつ、法施行前の平成 2 6 年 7 月 1 日からモデル事業として既に同事業に取り組んでおり、継続性の観点からも適切な事業の運営が確保できると認められる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	2 3 , 6 2 6 , 6 8 8 円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 37

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 高崎総合支所管内
案 件 の 概 要	都城市内（高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高崎町大牟田 2 1 0 6 番地 9 [名 称] 児玉産業
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。 さらに、市町村が行うべき一般廃棄物を自ら処理する場合はもとより、他人に委託して行わせる場合においても、その行為の責任は引き続き市町村が有するものとされている。このため、生活系一般廃棄物の収集、運搬を委託する場合においては、法令等に規定される「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条）」を遵守させ、「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（同令第4条）」に従った適正な処理を確保するため、受託者の能力要件に加えて、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視する必要がある。 また、本市では、行政改革の一環として、生活系一般廃棄物の収集運搬業務を直営方式から民間委託方式に暫時転換してきた。 このような中、本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。 本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものであり、その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たし、市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案しても資本装備等資力が充実しており、本業務が履行できると見込まれる事業者と、収集運搬計画に基づき随意契約するものである。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号には、市町村が一般廃棄物処理業務を委託する場合、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。」と定めてある。本市における委託料に

	については、各地区のごみの種類や収集・運搬量を適正に把握した上で設計した収集コースを基に、その走行距離、収集回数、収集業務の安全性の確保のための乗車人数及び収集に必要な資機材の費用等を勘案し積算した金額を「受託業務を遂行するに足りる額」とし、その金額について協議・検討した上で、決定している。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	22,998,205円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	38
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	電子計算組織に係るシステムエンジニアリング支援業務委託		
案 件 の 概 要	業務上必要な基幹系システムAcrocityに係るシステムエンジニアリング支援業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、基幹系システムAcrocity（以下「Acrocity」という。）の開発及び運用に関する委託業務で、日常的な各課からの開発依頼、改修依頼、運用等即時に対応する必要がある作業をシステムエンジニアリング支援により行うものである。 上記事業者は、現在のAcrocityの導入事業者であり、この委託業務を安全かつ継続的に履行すること及び即時の対応ができる唯一の事業者である。 仮に他の事業者にも本業務を委託した場合、障害時の対応が難しいことに加え、業務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	22, 572, 000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	39
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	地元管理第8号外 公園（街路）維持管理業務委託		
案 件 の 概 要	公園及び街路の維持管理業務を委託するもの。		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市 上長飯町 外 [名 称] 小鷹ゴルフ愛好会公園管理部 外		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内各公園及び街路の維持管理を地域住民が主体となって行うという、行政と住民との協働によるまちづくりの推進を目的として、地元自治公民館、青壮年会、グランドゴルフ団体や日常的に公園を利用する団体等へ公園管理業務を委託するものである。 本業務委託により、地域住民や利用者がより積極的に公園及び街路の維持管理に関わることで、地域住民間のつながりが深まることはもとより、施設に異常があった際の発見が速やかになるなどの利点がある。 以上の理由により、本業務は契約の相手方が地域団体に特定され、競争に適さないため、別表に示す各団体とそれぞれ随意契約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	22, 249, 700円		

別紙（番号39関係）

No.	団体名	公園名	位置	総額	担当課
8	小鷹ゴルフ愛好会 公園管理部	上長飯第1児童公園 外1箇所	上長飯町	695,200	道路公園課
10	坂元ボランティア	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場③	郡元町地先	544,500	〃
15	並木自治公民館	川東第5児童公園 外1箇所	上川東2丁目	667,700	〃
20	NPO法人お助け隊	都鷹児童公園 外5箇所	都島町	1,175,900	〃
23	河川ボランティア	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場④	郡元町地先	547,800	〃
25	馬場壮年	乙房児童公園 外1箇所	乙房町	598,400	〃
26	アグリリサイクル	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場⑤	郡元町地先	545,600	〃
32	都原西もくよう会	都原第1児童公園 外1箇所	都原町	647,900	〃
35	折田代自治公民館	折田代農村広場	吉之元町	540,100	〃
36	東高木壮年会	高木緑地	高木町	519,200	〃
41	一万城東部自治公民館	一万城第1児童公園 外3箇所	一万城町	1,041,700	〃
51	志比田青壮年会	志比田街区公園 外3箇所	志比田町	521,400	〃
53	大王自治公民館	大王第3児童公園 外1箇所	大王町	706,200	〃
60	平江自治公民館	平江第1街区公園 外1箇所	平江町	712,800	〃
66	町区壮年会	庄内城山広場 外1箇所	庄内町	522,500	〃
71	肱穴公園管理運営委員会	肱穴公園	横市町	1,146,200	〃
72	庄内地区まちづくり協議会	庄内児童公園(生活環境保全林)	庄内町	1,513,600	〃
79	こすもす会	大根田農村公園 外5箇所	志比田町	786,500	〃
81	酪農部会祝吉支部	沖水川市民緑地右岸上流1	神之山町地先	522,500	〃
83	沖水川上流地域作業部会	沖水川市民緑地右岸上流3	吉尾町地先	587,400	〃
84	NPO法人どんぐり千年の森をつくる会	沖水川市民緑地左岸上流	神之山町地先	951,500	〃
85	都島自治公民館壮年会	都島多目的広場	都島町地先	674,300	〃
88	宮崎ドローンレーシングクラブ	沖水川市民緑地右岸	神之山町地先	727,100	〃
89	都城ラグビー協会	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場1 外1箇所	下川東4丁目地先	1,249,600	〃
90	ボーイスカウト都城第1団育成会	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場⑥ 外3箇所	上川東4丁目地先	1,765,500	〃
街1	下川内ゴルフ同好会	下川内639号線広場	美川町	501,600	〃
街2	下川内自治公民館	下川内639号 街路植栽帯・法面	美川町地先	1,232,000	〃
104	四家地域連絡協議会	四家地区運動広場	高城町四家	605,000	高城地域生活課

合計 22,249,700

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	40
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	肺がん検診 (集団方式) 業務委託		
案 件 の 概 要	健康増進法に基づき、令和 7 年度肺がん検診 (集団方式) 業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町 8 街区 2 3 号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 市では、本事業実施についての医師看護師等の医療従事者や施設を保有していないため、本事業を直営で実施することはできない。 現在、本事業の実施においては、都城健康サービスセンターに配置している市所有のレントゲン車を使用し、同センターの指定管理者である上記法人が、市内の各自治公民館等を巡回して実施している。がんの早期発見と治療に向けた早期受診の観点から、過去の受診記録を追跡管理及び事後指導に活用する必要がある。 以上の理由により、同センターの指定管理者であり、これまで本業務の実施を委託している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	執行見込総額 1 9 , 1 8 4 , 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	41
担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市住宅リフォーム促進事業アドバイザー業務委託		
案 件 の 概 要	住宅リフォームの経費の一部を補助する住宅リフォーム促進事業に係わるアドバイザー業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市別府町2-12 [名 称] 一般社団法人 宮崎県建築士会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、令和7年度に実施する都城市住宅リフォーム促進事業に係る事前審査及び工事終了審査のアドバイザー業務委託である。 本事業では、補助申請者の申請書類の審査、着工前現地確認、完了後の実績報告書及び現地の審査を行う上で、建築基準法をはじめ、各種法令に関しての有資格者の知見を必要とする部分についての助言を求めるものである。 また、申請件数について、1,000件超が想定されること、本事業の性質上、書類審査、現地確認の進捗状況の把握、連絡等について個々の事業所と行うよりも、窓口を一本化して、市との緊密な連絡体制を構築することが望ましく、建築士業を行える市内の登録事務所を複数有しているのは、上記事業者において他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	17,620,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	42
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 6 - 3 7 2 1 (直通)		
契 約 案 件 名	小・中学校 I C T 支援員業務委託		
案 件 の 概 要	小・中学校 I C T 支援員の配置による小中学校における I C T を活用した学習指導の支援を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町 2 0 号 8 番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、I C T そのもの、I C T の活用に加え、学校教育や教員の業務に関する広範かつ高度な専門的知識及び技術が必要であるため、令和4年度に指名型プロポーザルで業者を選定して上記事業者と随意契約した。 本業務は、契約の相手方が当該役務の提供に係る業務に習熟するため一定の期間を要する内容で、当該業務に習熟していなければ適切な行政運営に支障が生じ、又は市民等に不利益を与えるおそれがある。 また、契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な機材、設備等の初期投資が必要となる業務であり、昨年度の実施状況に問題等が無く、隙間なく安定的に業務を継続する必要があることから、引き続き上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1 7 , 2 5 2 , 4 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	43
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－2 3－2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市子どもの生活・学習支援事業業務委託		
案 件 の 概 要	令和3年3月に策定した「第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画」の対策の柱である子どものための教育支援を推進していくため、子どもの生活・学習支援事業の実施を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、生活困難世帯又はひとり親家庭等の子どもに対して、学習習慣の定着及び基礎学力の向上を目的とした学習支援並びに安心して過ごすことのできる居場所の提供を行うものである。 本業務の実施に当たっては、地域の民生委員・児童委員や各種関係機関との連携がとれ、かつ、複合的な課題を抱える家庭の相談・支援を適切に実施できる事業者でなければならない。 この点、上記法人は、多様な福祉ニーズに応えるため、地域のボランティアと協力しながら、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の子どもの学習支援事業に取り組んでいる事業者であり、本業務の目的に最も合致した履行が可能であると認められる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	15,675,500円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	44
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	結核定期健康診断エックス線撮影検査及び診断業務委託		
案 件 の 概 要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、令和 7 年度結核定期健康診断エックス線撮影検査及び診断業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町 8 街区 2 3 号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 市では、医師看護師等の医療従事者や施設を保有していないため、本業務を直営で実施することはできない。 現在、本業務の実施においては、都城健康サービスセンターに配置している市所有のレントゲン車を使用し、同センターの指定管理者である上記法人が、市内の各自治公民館等を巡回して実施している。また、結核の蔓延防止の観点から、過去の受診記録を追跡管理及び事後指導に活用する必要がある。 以上の理由により、同センターの指定管理者であり、これまで本業務を委託している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	執行見込総額 1 5 , 4 0 0 , 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	45
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)		
契 約 案 件 名	多機関協働事業委託		
案 件 の 概 要	多様な支援関係機関が地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 多機関協働事業（以下「本事業」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第5号及び第6号に定める、複数の支援関係機関相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関の有機的な連携を支援し、当該地域住民及びその世帯が抱える複合的な地域生活課題を解決することを目的として実施するものである。 上記目的を達成するために、本市ではこれまで、相談者等に対する支援、相談支援包括化ネットワークの構築、相談支援包括化推進会議の開催等を上記法人に委託し実施しているところである。 本事業は、福祉分野のみならず、医療や、介護、子ども、雇用、司法、教育、農業分野等の福祉分野以外の関係機関との連携が求められるものである。この点、上記法人は、福祉分野の主要な相談支援事業に取り組み、福祉分野以外の関係機関や地域との連携体制の構築にも取り組んでいる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	15,387,147円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	46
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	住民基本台帳ネットワーク機器保守業務委託
案 件 の 概 要	住民基本台帳ネットワーク機器の保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 住民基本台帳ネットワーク機器は、上記事業者が導入及び設定を行ったものである。 当該システム機器の保守業務の履行に当たっては、機器の専門知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれがあり、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、当該システム機器の導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1 5 , 2 1 5 , 2 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	47
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	ヘルプデスク及びネットワーク管理業務委託		
案 件 の 概 要	ヘルプデスク業務及びネットワークの安定稼動のための障害対応、職員に対する指導や助言などの支援等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在利用している庁内ネットワークの根幹となるサーバー及びネットワーク機器（以下「サーバー等」という。）は、上記事業者が導入及び設定を行ったものである。 本業務に当たっては、サーバー等についての専門的知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、サーバー等の導入事業者と管理事業者が混在することとなるため、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。また、職員からの問合せ等の確実な履行が期待できず、行政事務に支障が出るおそれがある。 以上、本業務については上記事業者でなければ適切かつ確実な対応ができないことから、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	14,916,000円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	48
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ふるさと納税推進事業返礼品審査コンサルティング業務委託
案 件 の 概 要	ふるさと納税で取り扱う返礼品の不適正表示等を防止するための チェック体制強化・事業者への指導・監視を目的に、専門的知見を活用 するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 [名 称] 株式会社博多大丸
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、寄附者の信頼を確保するために、ふるさと納税で提供する 地場産品の品質確保について、返礼品提供事業者に対し、不適正な食品 表示等を防止するための効果的な監視の実施に当たって、専門的知見を 活用することを目的とする。 本業務の履行については、地場産品の品質確保を目的としふるさと納 税返礼品提供事業者への立ち入り検査等実施時に当たり、検査の流れや 食品表示知識の習得、伝票等のチェック方法等に係る担当職員へのノウ ハウ蓄積が求められる。 その点、上記事業者は、「都城市と株式会社博多大丸との地場産品に 関する連携協定書」の中で明記されている、地場産品に係る販売促進や 商品磨き上げに関する事項について、緊密に連携し取り組みを進めてお り、都城の地場産品を取り扱う事業等に従事し、本市の地場産品の状況 にも精通をしている。また、上記事業者は立ち入り検査の実務の実績 や、上級食品表示診断士等の資格を持つ食品表示の知識等に精通した人 材がいることから、本業務の目的に最も合致した履行ができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	14,520,000円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	49
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 6 - 3 7 2 1 (直通)		
契 約 案 件 名	学校ネットワーク仕様策定支援業務委託		
案 件 の 概 要	小・中学校のネットワーク再構築に当たり次期ネットワークの仕様を策定する必要がある。また、仕様策定には技術的な知識、教育行政に関する知識や情報が必要となるため、技術的な支援や仕様策定に必要となる調査の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂字長谷水 1 6 5 0 0 番地 2 [名 称] 株式会社宮崎県ソフトウェアセンター		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、小・中学校のネットワーク再構築に当たり、次期ネットワークの仕様を策定するものであるため、技術的な知識、教育行政に関する知識や情報が必要となる。 上記業者は校務支援システム等の県が導入したシステムの導入や運用にもかかわっており、技術的な専門知識に加え、国及び県の教育行政に関する知識や情報も豊富に持ち合わせており、県内市町村のシステム調達等の支援についても豊富な実績を持っている。 また、上記業者は、宮崎県の情報産業分野の中心的役割を担うものとして、平成6年4月「地域ソフト法」に基づき、情報処理推進機構（国）、宮崎県、県内全市町村及び民間企業の出資により設立されたものであり、公的な性格を有し、特定の企業に依存することのない「中立性・公平性」の視点・立場から業務に取り組むことが可能であることから、本業務の委託先として最も適している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	1 4 , 3 8 6 , 9 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	50
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直通)		
契 約 案 件 名	消防指令施設等保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防情報支援システムの運用に係る保守点検業務の委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番7号 [名 称] 沖電気工業株式会社 九州支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防指令システムと連動して各種災害事案のデータ管理を行う消防情報支援システム（以下「消防指令施設等」という。）の安全かつ安定した運用を維持していくには、保守管理体制の構築が必要不可欠である。 現在、本市が運用している消防指令施設等は、上記事業者の設計仕様に基づき独自に開発されたものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、技術情報の非開示により、受託事業者から上記事業者に対しての一括再委託となるため、メーカー保守料のほかに受託事業者の管理費が上乗せになる。 また、関連機器の修理等においても技術開示できないことから、システムに不具合が生じた場合、他の事業者では内部の現地修理はできず、当該事業者を介して上記事業者への返却修理となるため、障害復旧の遅延も予想される。 このような問題を回避し、安定した運用の維持及び故障した場合の迅速な対応を確保するため、本市の消防指令施設等を製造、施工し、消防指令システム全体を把握している上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	12,100,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	51
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市食の自立支援事業委託		
案 件 の 概 要	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的に食に関するサービスを提供する事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市南横市町4000番地 [名 称] 社会福祉法人常陽社会福祉事業団 外2法人		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	食の自立支援事業の実施委託に当たって、都城市食の自立支援事業実施規則（平成18年規則第291号）第5条第2項の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等とそれぞれ随意契約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 11,646,000円		

別紙(番号51関係)

	委託法人名	住所	代表者氏名	予定数量	推定総額
1	社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	都城市南横市町4000番地	理事長 馬渡久続	1,300	841,100
2	社会福祉法人 観音の里	都城市高城町穂満坊3416番地	理事長 吉見多喜雄	2,500	1,617,500
3	社会福祉法人 スマイリング・パーク	都城市牟田町26街区16号	理事長 山田一久	14,200	9,187,400

計 11,646,000

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	52
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)	
契 約 案 件 名	職員定期健康診断等業務	
案 件 の 概 要	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員に対する定期健康診断及び採用時健康診断を実施するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町 8 街区 2 3 号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
	上記健康診断は、これまで都城健康サービスセンターで実施しており、同センターが過去のデータを保有・管理している。 本業務は、職員の健康管理を目的に実施するものであるため、受診者本人が、当該年度の健診結果だけでなく、過去複数年の健診データを知り得ることが重要である。 このため、過去のデータを保有・管理している都城健康サービスセンターでなければ、本業務の目的に合致した履行が期待できない。 以上の理由により、同センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日	
契 約 金 額	執行見込総額	1 1 , 3 6 7 , 3 3 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	53
-----	----

担 当 課	〔部 課 等 名〕福祉部 福祉課 〔電 話 番 号〕0986－23－3102（直通）
契 約 案 件 名	都城市敬老特別乗車券事業委託
案 件 の 概 要	市内を常時運行する路線バスについて、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、敬老特別乗車券を交付し、1回の乗車に付き100円の自己負担で路線バスに乗車できる事業について委託するもの
契約の相手方	〔所 在 地〕 都城市高崎町縄瀬3549番地40 〔名 称 〕 有限会社 高崎観光バス
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、1,000円の手数料と引き換えに路線バスの敬老特別乗車券を交付し、それを路線バス乗車時に提示することで、1回の乗車に係る自己負担額100円で乗車できるものである。 本事業の実施に当たっては、高齢者の利便性を図るため、路線バスの運行について、市内のできるだけ広い地域をカバーし、スムーズな運行を行う必要がある。市内に常時運行ルートを有するバス会社は、宮崎交通株式会社、有限会社高崎観光バス、鹿児島交通株式会社及び本村交通株式会社の4事業者のみであるため、それぞれの路線網に応じて随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	11,261,400円

令和7年度 随意契約理由書

番号 54

担 当 課	[部 課 等 名] スポーツ部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	千葉マリンスタージアムプロモーション業務委託
案 件 の 概 要	令和7年2月から始まったプロ野球千葉ロッテマリーンズの都城キャンプにあわせ、同チームの本拠地であるZOZOマリンスタージアムにおいてプロモーションするもの
契約の相手方	[所 在 地] 千葉県千葉市美浜区美浜1 番地 [名 称] 株式会社千葉ロッテマリーンズ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、プロ野球千葉ロッテマリーンズの都城キャンプが令和7年2月から開始し、今後も継続して実施することとしており、同チームの本拠地であるZOZOマリンスタージアムにおいて本市のプロモーションをするものである。 プロモーションの内容については、契約期間中のZOZOマリンスタージアム内の看板広告と令和7年8月23日(土)の冠試合としている。 千葉ロッテマリーンズファンをターゲットに、多数の観戦が見込まれる本拠地でプロモーションをすることは、都城キャンプを目的に本市を訪問するファンの増加に高い効果が期待される。また、ZOZOマリンスタージアムでのプロモーション活動は、上記業者が行っているため、契約の相手方は同事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	11,000,000円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	55
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)		
契 約 案 件 名	教職員定期健康診断業務		
案 件 の 概 要	学校保健安全法及び労働安全衛生規則第44条に基づき実施する、都城市の設置する小・中学校にて勤務する常勤教職員及び常勤講師を対象とした、定期健康診断を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の実施に当たっては、一定期間内において多数の検診実施を可能とする受入体制を有し、かつ、各小・中学校と検診日程の調整ができることが必要である。 本市内において、上記の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に実施できる機関は、都城健康サービスセンターに限られている。 以上の理由により、都城健康サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 10,764,600円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 56

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	情報ネットワークシステム保守業務委託
案 件 の 概 要	情報ネットワークシステムを正常かつ円滑に使用するための運用及び機器保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和3年度のプロポーザルで選定し契約した、情報ネットワークシステム賃貸借契約で導入したネットワークの保守業務を委託するものである。 現在、整備されている情報ネットワークシステムは、上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの導入事業者と保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	10,708,236円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	57
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	マイナンバーカード関連事務委託		
案 件 の 概 要	交付申請、電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化等のマイナンバーカードに関する事務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県熊本市中央区城東町1-1 [名 称] 日本郵便株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 マイナンバーカードに関する事務に関して、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第2条第6号から第9号の規定に基づき、郵便局への委託が可能となった。 それに伴い、本市では令和5年第1回都城市議会定例会（3月）において、イオンモール都城駅前内郵便局を指定して、日本郵便株式会社に同事務を委託することの議会承認を得ており、令和5年度から事務委託の契約を締結している。 以上の理由から、上記事業者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 10,414,206円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	58
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 2 2 4 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市山之口学校給食センターモニタリング業務委託		
案 件 の 概 要	山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した詳細調査ボーリングの結果を基にモニタリングを行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社 都城技建コンサルタント		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和5年度に山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した詳細調査ボーリングにおいて、影響範囲及び浸透深度を確認できたため、この結果を基に引き続きモニタリングを行い、敷地内の土壌浄化を行うものである。 上記業者は、令和5年度の山之口学校給食センター地質調査ボーリング業務委託及び詳細地質調査ボーリング業務委託並びに井戸設置及びモニタリング業務を受注していることから、現場の状況を熟知している。また、地質調査ボーリング時の土壌分析等に関するデータ及びこれまでのデータのストックがあり、計測データの変化に対して適切な報告等の対応が出来ることから、既存データ等を含めて総合的な業務対応が可能であり、業務の効率化や作業費の経費削減等が見込まれる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1 0 , 2 8 5 , 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	59
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	産婦健康診査業務委託		
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく、産婦健康診査を実施する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく、産婦健康診査を実施するものである。 本業務の履行に当たっては、県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立していなければならない。 本県において、上記法人の他に同様の機能を有する団体は存在しないため、同法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 10,275,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	60
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市介護保険生活支援体制整備事業委託		
案 件 の 概 要	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくための支援体制の充実・強化を図る業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 日常生活上で支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくためには、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制が必要となる。 その提供体制の構築のため、支援ニーズとサービスとのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る事業を展開するものである。 本市においては、生活支援体制整備に関する事業について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に基づき実施しているが、各地域において当事業を展開するためには、地域のニーズに応じた地域福祉活動を推進していく必要がある。 この点、上記法人は、地区社会福祉協議会と連携して様々な事業に取り組み、地域福祉活動を推進しているところであり、当該事業について目的を達成できる者は上記法人をほかにいないため、同法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	10,021,970円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	61
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－2 3－2 6 8 5（直通）		
契 約 案 件 名	都城市在宅医療・介護連携推進事業委託		
案 件 の 概 要	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 在宅医療を充実させていくためには、医療機関の理解及び協力が不可欠であり、地域の医師会等と密接に連携しながら、地域の関係団体の連携体制を構築していくことが必要である。 上記法人は、地域医療機関においても公平性が高く、介護保険事業も運営し、医療と介護に精通した人材の確保が見込まれる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	9, 9 0 2, 4 6 4円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	62
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)	
契 約 案 件 名	児童生徒等検査業務	
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づき、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校に在籍する園児から生徒までのうち、該当学年を対象とした検査業務を行うもの	
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人宮崎県健康づくり協会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、学校保健安全法第13条に基づき実施する定期健康診断のうち、尿検査及び貧血検査を行うものである。 各検査の対象者については、尿検査は幼稚園児及び小・中学校の全児童生徒、貧血検査は小学校の6学年、中学1学年から2学年まで及び前年度未受診者である。 本業務の実施に当たっては、全ての検診を同一条件で実施できること、検査結果を判定できる体制及び多数の受診人数に対し対応可能である体制がとれること、並びに、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校と検査実施日の日程調整ができることが必要である。 以上の条件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、本市内及び県内において、上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	9, 6 2 8, 6 3 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

63

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 2 (直通)
契 約 案 件 名	資源ごみ等収集運搬業務委託 (ペットボトル等)
案 件 の 概 要	高崎総合支所管内の一般家庭から排出される資源ごみ (ペットボトル等) の収集運搬業務を1事業者に委託するもの。
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町7403番地 [名 称] 株式会社エコロ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総括的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。 本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集運搬について、まず、ごみの種類と量、回収及び方法等を規定し、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない高崎地区について、民間業者へ委託するものである。 当該事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす事業者であり、市内に本店を有しており、収集車両の保有台数等を総合的に勘案し、資本装備等資力が充実した本業務が履行できると見込まれる事業者である。 また、高崎地区内の資源ごみ収集ステーション45カ所を熟知しており、収集等を行う地元公民館との連携もとれており、適正な業務履行が見込まれる唯一の事業者である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	9, 5 1 5, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	64
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)	
契 約 案 件 名	心臓検診業務	
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づく、心臓検診を実施するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 この検診は、学校保健安全法第13条に基づく検診であり、小学校の1学年及び前年度未受診者並びに中学校の1学年及び前年度未受診者が対象となる。 本業務の履行に当たっては、同一条件での検査を行うこと、学校の保健計画に応じた日程調整ができること、及び学校を訪問して検診を実施する体制を有することが必要である。 この点、本市内において以上の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる機関は、都城健康サービスセンターに限られている。 以上の理由により、上記センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	8, 5 8 0, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	65
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)		
契 約 案 件 名	高城地域乗合バス運行業務委託		
案 件 の 概 要	高城地域乗合バス運行業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社 高崎観光バス		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 一般乗合旅客自動車運送事業を営営する事業者は、道路運送法第4条の規定により国土交通省の許可を受ける必要がある。 許可申請の際は、運行路線を定めることとされ、当地域の乗合バス運行3路線については、上記事業者のみが許可を受けており、当該業務を実施できる者は同事業者に限られる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 ※推定総額は、合計から運賃収入見込み額（266,200円）を減じた額。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 8,528,300円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	66
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 3 (直通)
契 約 案 件 名	地方税電子申告支援サービス利用契約
案 件 の 概 要	地方税ポータルシステム (eLTAX) を通して、地方税の電子申告及び住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信、国税連携による確定申告書等の電子データ送受信等に当たり、ASPサービス及び地方税電子申告審査サービスを利用する業務
契約の相手方	[所 在 地] 栃木県宇都宮市鶴田町1 7 5 8 番地 [名 称] 株式会社TKC
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エルタックス (eLTAX: 地方税ポータルシステム) は、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムである。住民税の賦課資料データの送受信や電子申告の受付、審査及び共通納税等が全てこのシステムで行われ、地方税業務には不可欠なものである。 本件はエルタックスについて、ASP方式 (エルタックスの運用に必要な審査システムを民間企業が構築、運用し、地方公共団体が有料でサービスを受ける方式) における審査システムの利用契約を行うものである。 上記事業者は、平成31年4月に本市が導入した審査システムを構築した事業者であり、本市の税務基幹業務とデータ連携が密接な関係にあるため、利用に係る契約の相手方が同事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	8, 4 4 8, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	67
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0986-36-8714 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市療育支援事業委託		
案 件 の 概 要	障がいのある児童又は障がいの疑いがある児童及びその家族が早期療育に必要な相談、支援等を受けるよう療育機能の充実を図り、障がい児等の福祉の向上を図る事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市小松原町1141番地 [名 称] 社会福祉法人光生会 都城子ども療育センターひかり園		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、障がいのある児童又は障がいの疑いがある児童（以下「障がい児等」という。）及びその家族が早期療育に必要な相談、支援等を受けるよう療育機能の充実を図り、障がい児等の福祉の向上を図るために必要な事業であり、福祉サービスの児童通所支援と併せて行うことによって、より良い効果が現れることを目的としている。 上記法人は、児童発達支援センターの機能を持ち、保育士だけでなく心理士や言語聴覚士、大学教授等の多職種による支援を行うことができる。 また、市内において、長年にわたり障がい児の療育に携わっており、かつ、福祉サービスの児童通所支援では親子通園を実施しているため、その実績から保護者の障がいの理解に対する支援を行うことができる。 本業務の履行に当たっては、障がい児等の発達面について専門的な見地から観察し、適切な保育や療育の支援を実施できることが必要であるが、このような支援を実施可能な団体は、市内において上記法人しかない。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	8,400,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	68
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)		
契 約 案 件 名	国保市町村事務処理標準システム保守業務委託		
案 件 の 概 要	国保市町村事務処理標準システムの運用保守に係る業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、国が開発し、全国的に導入を推進している国保市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）の保守業務を委託するものである。 標準システムの導入は、本市の基幹システム「A c r o c i t y」（以下「基幹システム」という。）で管理している住民情報や税情報とのデータの連携及び設定の変更等の基幹システムの改修作業が必要であることから上記事業者が実施したところである。 そのため、本業務の履行については、標準システム及び基幹システムの専門知識及び設定内容を十分理解している上記事業者でなければ、本業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害が発生した際の速やかな対応が困難となることが懸念され、さらには、行政事務に支障を来たすおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	8, 0 3 6, 9 3 0円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	69
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 1 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市障害者（児）等相談支援事業委託		
案 件 の 概 要	障がい者等の自立した生活のため、障がい者、障がい児等の保護者又は障がい者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供する等、権利擁護のために必要な援助を行う事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高木町 4 6 6 4 番地 1 [名 称] 特定非営利活動法人 あなたの街の応援団		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する市町村が必ず実施しなければならない地域生活支援事業である。 事業を実施するためには、専門知識、経験及びネットワークが必要になるが、上記事業者は専門職である相談支援専門員及び看護師、社会福祉士を配置しており、専門知識及び経験を有するとともに、関係機関との連携も取れている。 また、令和 7 年 1 月 1 日から地域生活支援事業（地域活動支援センター I 型）を受託しており、都城市地域活動支援センター I 型事業実施要綱第 4 条第 4 項においても、地域活動支援センター I 型事業の実施には、本事業を併せて受託することも要件となっている。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	7, 9 7 8, 8 0 1 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	70
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市スマートシティ推進事業業務委託		
案 件 の 概 要	都城市スマートシティ推進協議会の運営支援、地域課題の把握及び課題解決のための施策検討、スマートシティ推進に資する外部人材の活用等の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区東新橋 1 - 8 - 1 [名 称] 株式会社 電通		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、地域社会のデジタル化を図るため、スマートシティを志向する都城市スマートシティ推進協議会を運営し、産学官の連携等により地域課題を解決し、新たな価値を創出するデジタル技術を活用した取組を進めていくことを目的とする業務である。 令和4年度に構築・運用開始した本協議会は、多くのスマートシティ関連事業を展開しており、事業を確実に遂行するためには、すでに様々な関係団体と交渉を行っている上記事業者に委託することが必要である。 仮に、本事業を他の事業者に委託した場合、既に連携している団体等との関係性に影響を及ぼし、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	7, 9 2 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	71
-----	----

担 当 課	〔部 課 等 名〕福祉部 福祉課 〔電 話 番 号〕0986-23-1963（直通）
契 約 案 件 名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業委託
案 件 の 概 要	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、支援が届いていない人、また、自ら支援を求めることが困難な人に対して、信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを継続的に実施していく「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	〔所 在 地〕都城市松元町4街区17号 〔名 称〕社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業である。また、対象者の早期把握につなげるため、支援関係機関とのネットワーク及び地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することも求められる。いわゆる個別ニーズに対応した直接的な支援と、地域や支援関係機関とのネットワーク構築という間接的な支援を行う必要があるものである。 この点、上記法人は、相談業務及び地域福祉活動に取り組んでおり、支援関係機関とのネットワーク及び地域住民とのつながりの構築等、本事業に求められる取組展開の実施が可能である。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	7,894,345円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	72
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市メディアリテラシー向上事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市メディアリテラシー向上事業の発信媒体の運営及び広報業務、発信テーマの選定と取材・執筆活動・発信活動、発信媒体からの記事発信等の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都世田谷区太子堂1 - 1 4 - 1 4 - 9 0 8 [名 称] 株式会社リニューズ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、時間をかけて物事を掘り下げるスロージャーナリズムの概念に基づいて取材・執筆した都城に係る記事の特設サイトにて発信していくものであり、令和4年度には上記事業者が市内各所で取材等を実施した上で、特設サイトを開発・構築・運営してきた。 前年度までの取材を踏まえたテーマ設定及び記事発信を行うことも予定しているから、上記事業者であることが必要である。また、本特設サイトの適切かつ確実な運用を期待できる唯一の事業者であり、同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。 仮に本事業を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	7, 8 9 0, 9 6 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	73
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)		
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用許諾（公共施設等予約システム）及びサポート契約		
案 件 の 概 要	公共施設等予約システムソフトウェアの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 興亜宮崎ビル5F [名 称] 株式会社南日本情報処理センター 宮崎支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 公共施設等予約システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同システムについては、同事業者からでなければ、使用権の許諾は受けることはできない。 また、障害対応等の基本サポートや法改正対応サポートについても、同事業者でなければ実施できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	7,866,980円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号

74

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	参加支援事業委託
案 件 の 概 要	既存の社会参加に向けた事業では対応できないニーズを把握し、地域の様々な社会資源や支援メニューの拡充や創設を通して、制度の狭間で支援困難とされていた人や世帯の支援につなげる「参加支援事業」の実施を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町 4 街区 1 7 号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、支援対象者やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うこと、また、既存の社会資源に働きかけを行うことにより、社会資源のさらなる拡充や新たな支援メニューの開発につなげることで、多様な社会参加の実現を目指すものである。 本事業の実施に当たっては、福祉分野の社会資源はもちろんのこと、地域に存在する福祉分野以外の様々な社会資源にも働きかけながら、多様な社会参加が可能となるように支援を展開していく必要がある。 この点、上記法人は、地域の様々な社会資源とのネットワーク構築に取り組んでいる上、その手法についても精通しているため、本事業を適切に実施できる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	7, 8 0 9, 6 2 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	75
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)		
契 約 案 件 名	ラジオ番組制作等業務委託		
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、都城市の情報を宮崎県民に広くPRすることを目的に、毎週月曜日から金曜日（祝日を除く。）までの15分間、AMラジオによる生放送を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市橘通西4丁目6番7号 [名 称] 株式会社 宮崎放送		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、都城市の情報を宮崎県民に広くPRすることを目的として、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎週月曜日から金曜日までの午後3時30分から午後3時45分までの15分間、AMラジオによる生放送を行っている。 ラジオ放送に当たっては、良好な音質を保つため、スタジオでの収録が不可欠である。また、出演者の負担の軽減及び災害等の緊急時での素早い情報提供への対応のため、宮崎市内へ出向くことなく本市内で収録できることが必要である。 以上の理由により、宮崎県下全域を放送範囲としており、本市に唯一サテライトスタジオを開設している上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	7, 4 7 1, 2 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	76
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)
契 約 案 件 名	医師等業務委託
案 件 の 概 要	都城市高野町の西岳診療所での診療を週2日実施する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市庄内町8610番地 [名 称] 医療法人 海誠会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 西岳診療所は、平成21年の医師退職により常勤の医師確保が困難となった。医療法第12条第2項では、2か所以上の医療施設を1人の管理者が管理することは認められていないが、県知事の許可を受けた場合は例外として認められている。西岳診療所の場合、無医地区等の医療施設が少ない地区に開設する診療所として兼任管理が認められており、許可の条件として、それぞれの病院等における診療日及び診療時間が重複しないことと、病院等相互間の連絡時間、交通事情等において相互の連絡が容易であることが必要である。 これらの条件に該当する医療機関が、上記医療法人に特定されるため、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	7, 0 6 9, 9 2 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	77
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	地域イントラネットワーク保守業務委託		
案 件 の 概 要	地域イントラネットワーク運用に係るネットワーク設定及びネットワーク運用支援に関する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町 1 街区 7 号 [名 称] B T V株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 地域イントラネットワークは、地域間の情報格差是正を目的として整備された、市の出先機関を含む複数の行政機関を統合するネットワークである。 現在整備されている都城市地域イントラネットワークは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、上記事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの構築事業者と保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確になる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	6, 5 8 4, 2 9 2 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	78
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 2 9 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市国際交流センター運営業務委託		
案 件 の 概 要	都城市が設置している「都城市国際交流センター」の相談窓口業務等の委託を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市姫城町4-1 [名 称] 一般社団法人都城国際交流協会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 一般社団法人都城国際交流協会はこれまでに、都城地区に根ざした国際交流活動や多文化共生事業を行うことで市内在住の外国人の拠り所となっており、継続的に外国人と日本人が交流する場を提供するに当たり、その役割を果たす団体はほかにはないと考えられる。 以上の理由により、都城市国際交流センターの運営の一連の業務について、一般社団法人都城国際交流協会でなければ適切かつ確実な対応が期待できないことから、同協会と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	6, 3 1 1, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	79
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	窓口業務支援システム（窓口DXSaaS）運用保守業務委託		
案 件 の 概 要	窓口業務支援システム（窓口DXSaaS）の運用保守業務について委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 北海道北見市北二条西三丁目6番地 [名 称] 株式会社北見コンピューター・ビジネス		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 窓口業務支援システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発及び提供を行っているものである。当該システムはデジタル庁が提供するガバメントクラウド上で構築されており、アクセス権限等も厳格に設定されているため、サービスの提供及び運用保守業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ実施することができない。 以上の理由により、当該システムの開発及び提供を行っている上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が不可能であることから、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	6, 2 4 3, 6 0 0円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	80
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市認知症地域サポーター支援事業委託		
案 件 の 概 要	地域や職域において認知症への理解を深めるとともに、地域で認知症の人とその家族を支援できるサポーターを養成し、地域での見守りネットワークの案件の概要構築を図る事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市吉尾町 7 7 番地 8 [名 称] 学校法人 都城コア学園		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、認知症に関する住民の正しい理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けるための事業等を実施するものである。 本業務の実施に当たっては、医療機関、介護事業所、地域団体等多くの関係者をつなぐ認知症コーディネーターが大きな役割を担うことから、既に本市への認知症施策への支援等を通じて関係機関とのネットワークを構築している上記法人が、最も効率よく効果的に事業を実施することができる。 また、上記法人は認知症に関する専門的な知識や指導力及び経験を持った人材を有しており、認知症地域サポーター講座の講師役を養成するキャラバン・メイト及び地域や職域における認知症サポーターの活動をより一層推進し、地域に広めるための支援が可能である。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	6, 2 0 9, 7 2 4 円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 81

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター 厨房機器等保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置されている厨房機器等の保守点検に関する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市若葉町54号7番地東ビル505号室 [名 称] 株式会社アイホー
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城学校給食センターの厨房機器一式の保守点検を行うものである。 都城学校給食センター使用している厨房機器は全て株式会社アイホー製であり、開設時に調理機器等厨房機器全般において採用されたものである。 株式会社アイホー社製の厨房機器は、その構造や設計が他社製品と異なるため、専門的な知識と技術が必要である。また、厨房機器には専用部品が使用されており、これらの部品は株式会社アイホーからのみ供給される。適正な運営を維持するためには正規部品の使用による点検・修理が必要であり、厨房機器の適正な運用と長寿命化を図るため、専門的な知識と技術を有する技術者による定期的な保守点検が不可欠である。 仮に他業者に保守点検業務を委託した場合、故障が発生した際に迅速かつ適切な修繕ができないこと及び費用が高額となる恐れがある。 以上の理由から株式会社アイホーの市内唯一の取扱業者である上記業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	5, 9 4 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	82
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 1 9 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市家計改善支援事業委託
案 件 の 概 要	平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」において、福祉事務所設置自治体に実施の努力義務として位置づけられている「家計改善支援事業」の実施を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 生活困窮者自立支援法第7条第3項に基づき、委託での事業実施が可能である「家計改善支援事業」(以下「本事業」という。)は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、相談者自身の家計を管理する能力を高めるための伴走型支援を通して、生活困窮状態の悪化防止及び早期自立を促進するものである。 本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業との連携による一体的な実施が求められている。上記法人には自立相談支援事業を委託しているところであり、本事業についても上記法人に委託をすることによって、生活困窮者の自立支援に資する連携の強化及び一体的実施が可能であると認められる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	5, 9 0 8, 4 4 3 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	83
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 契約課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	電子入札システム利用契約
案 件 の 概 要	物品及び役務についての電子入札システムの利用
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目12番22号 [名 称] 株式会社 九州日立システムズ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本契約は、物品及び役務についての電子入札システムを利用するためのものである。当該システムの導入に当たっては、令和6年度に公募型プロポーザル方式で業者選定を実施した。 本システムは、上記事業者が開発し、運用しているものであり、契約の相手は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	5, 8 7 4, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	84
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	おたふくかぜワクチン予防接種業務委託
案 件 の 概 要	任意予防接種であるおたふくかぜワクチンを用いた予防接種の実施及び費用の助成に関する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には具体的にどの医療機関がおたふくかぜワクチンを用いた予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。 本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 5, 7 0 2, 8 5 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	85
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 警防救急課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城地区メディカルコントロール業務委託
案 件 の 概 要	メディカルコントロール業務（病院前救護体制における救急隊の応急救治などの質を医学的な観点から保証するため、救急隊へ指示、指導及び助言を24時間体制で実施するほか、事案の検証、救急救命処置等のプロトコール作成、研修会等を行う業務）について委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 メディカルコントロール業務の運営組織として、県では宮崎県メディカルコントロール協議会が設置されており、その下部機関として、都城地区においては、本市が設置主体となり、都城地区メディカルコントロール協議会が置かれている。 都城地区におけるメディカルコントロール業務については、業務の特殊性から、上記法人以外に適切に実施できる団体はないため、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	5, 6 6 8, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	86
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)		
契 約 案 件 名	図書館システムクラウドサービス利用		
案 件 の 概 要	図書館システムクラウドサービスを使用するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市錦町1-10 [名 称] 富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	図書館システムは、上記事業者が開発及び導入したものである。 図書館システムクラウドサービス（以下「サービス」という。）については、同事業者がサービスに係る使用权を保有しているものであるため、同事業者からでなければ、使用权の許諾を受けることはできない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	5, 5 9 8, 1 2 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	87
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 1 (直通)		
契 約 案 件 名	山之口地区デマンド型乗合タクシー運行事業委託		
案 件 の 概 要	公共交通の無い地区を対象に、予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市吉尾町1906番地2 [名 称] 有限会社 銀星タクシー		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、公共交通の空白地である山之口地域での利便性確保のため、代替措置として予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行する業務を委託するものである。 予約型乗合タクシーの運行に当たっては、道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業に関する国土交通大臣の許可を受ける必要があり、許可申請の際は、運行区域を定める必要があるが、現在、山之口地区において区域運行許可を受けているのは、上記事業者のみである。 また、上記事業者は、事業開始当初から当該業務を請負っておりこれまでの履行状況も申し分ない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 ※推定総額は、合計から運賃収入見込み額（225,600円）を減じた額。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 5, 4 8 4, 2 2 4 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	88
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	新生児聴覚検査業務委託		
案 件 の 概 要	新生児聴覚検査の初回検査を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人 宮崎県医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立していなければならないが、本県においては他に同様の機能を有する団体は存在しない。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 5, 4 0 0, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	89
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 人口対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 3 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市移住・定住特設サイト運用等業務委託		
案 件 の 概 要	都城市移住・定住特設サイトの運用保守及びコンテンツ改修業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区東新橋一丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市移住・定住特設サイトは、上記事業者が制作したもので、同事業者が管理するサイトに構築されている。 そのため、同事業者でなければ本委託業務の適切かつ確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、サイト運営に支障が出る恐れがある。また、コンテンツ改修等の作業においても、サイト内データを十分に把握しているため、スムーズな履行が期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	5, 3 9 3, 9 6 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	93
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業委託業務		
案 件 の 概 要	聴覚障がい者の社会参加を図るため、市内に居住する聴覚障がい者等 に対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業について委託する もの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区14号 [名 称] 都城市聴覚障害者協会		
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、聴覚障がい者の社会参加を図るため、市内に居住する聴覚 障がい者等に対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業を委託 するものである。 本事業の実施については、「都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事 業実施要綱」第3条の規定により、都城市聴覚障害者協会に委託するこ ととなっているため、同協会と随意契約するものである。 なお、手話通訳及び要約筆記について事業を理解し、かつ、実績のあ る市内の団体は、上記協会以外に存在しない。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	4, 6 9 8, 5 9 6 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	90
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津家史料修復事業業務委託
案 件 の 概 要	都城島津家史料である芦雁図屏風の修復業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県筑紫野市上古賀3-2-16 クリエイション・コ ア福岡101 [名 称] 修理工房宰匠株式会社
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城島津家史料の芦雁図屏風（以下、「当該史料」という。）は、損傷が激しいため、修復し、展示公開に耐えられるよう処置する必要がある。 当該史料は全国的にも貴重な歴史遺産と評価されている。また、本市においては、当該史料について将来的に国の重要文化財の指定を受けることを目指している。そのため、特に高いレベルの修復技術を有する事業者には本業務を委託する必要がある。 上記業者は、屏風、絵画及び古文書の修復について、高いレベルの修復技術を有する事業者として文化庁の認定を受けている。また、上記事業者は、九州内で唯一、一般社団法人国宝修理装演師連盟に加入している。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が可能である上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	4, 9 1 4, 6 3 5 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	91
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－2 3－7 1 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	庄内地区市民協働型コミュニティバス運行業務委託		
案 件 の 概 要	庄内地区における、公共交通空白地の解消のためのコミュニティバスの運行を、地域の任意団体である庄内地区まちづくり協議会に委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市庄内町1 2 6 9 2 番地 2 [名 称] 庄内地区まちづくり協議会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号該当 庄内地区コミュニティバスについては、庄内地区の公共交通空白地を解消するために、平成28年に地域住民が主体となって運行を開始したものである。 コミュニティバスの運行については、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により様々な形態があるが、庄内地区においては、同法第78条の規定による自家用有償旅客運送が採用されている。この自家用有償旅客運送に関して、庄内地区まちづくり協議会が運行することは、同法79条の4 及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の7 の規定による都城市地域公共交通会議により、協議が整っている。 以上の理由により、上記協議会と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	4, 7 9 4, 4 8 7 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	92
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	証明書等自動交付サービス契約 (市区町村契約編)		
案 件 の 概 要	コンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構と証明書等自動交付事務の運営管理に関して合意書を締結するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区一番地 2 5 番地 [名 称] 地方公共団体情報システム機構		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、当該サービスの運営主体である上記団体と交付事務の運営管理について合意書を結ぶ必要がある。 以上の理由により、同団体と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	4, 7 8 7, 0 3 7 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	94
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	財務会計システムネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	財務会計システムネットワーク運用に係るネットワーク設定及びネットワーク運用支援に関する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、地域イントラネットワーク賃貸借で構築したネットワークに含まれている財務会計システムネットワークを継続して運用するために行うものである。 現在整備されている財務会計システムネットワークは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの整備事業者と保守事業者が混在することとなるため、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	4, 6 9 0, 2 2 4 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	95
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)		
契 約 案 件 名	市例規データ更新業務委託		
案 件 の 概 要	法制執務体制の充実と例規管理に係る事務の効率化を図るため必要となるSUPER REIKI-BASEシステムの例規データ更新業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市早良区百道浜 2 - 4 - 2 7 [名 称] 株式会社 ギョウセイ 九州支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、本市が使用している例規執務サポートシステムである「SUPER REIKI-BASEシステム」は、法制執務体制の充実及び例規管理に係る事務の効率化を図るために、「機能性」「操作性」等に重きを置きながら、平成23年に「例規データベースシステム評価基準」に基づき、コンペ方式で業者選定を行い導入したものである。 本システムは、上記事業者が開発したものであり、当該システムにおける例規データ更新業務についても、同事業者に委託することが最も適切かつ確実である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 4, 5 1 4, 4 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	96
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	「みやこんじょクエスト」アプリ開発等業務委託		
案 件 の 概 要	新都城市誕生20周年を記念し、市民が本市の魅力を再認識できるよう 歴史・文化・観光などの地域資源を最大限に活用したスマートフォン用 のアプリ「みやこんじょクエスト」の開発等の業務委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 埼玉県さいたま市帰宅東大成町2-188 [名 称] 有限会社 井桁屋		
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、新都城市誕生20周年を記念し、本市の重要施策であるD S P Rの柱である「デジタル」と「P R」を活用し、本市を一つの「世 界」に見立て、ゲームの主人公として市内各所を旅しながら、歴史・文 化・観光などに触れ、本市の魅力を再認識する「ロールプレイング×デ ジタルスタンプラリー」を実施するものである。 上記の目的を達成するには、ロールプレイング要素とデジタルスタン プラリー要素を組み合わせたアプリケーション開発技術が必要となっ てくるが、現在、ロールプレイングとデジタルスタンプラリーを組み合 わせたアプリケーション開発技術を持ち、実装しているのは、上記事業者 のみであるため、委託先は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	4, 4 8 6, 9 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	97
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	H P Vワクチン時間外接種業務委託単価契約		
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項11号に掲げるヒトパピローマウイルス感染症について、公益社団法人都城市北諸県郡医師会と締結している予防接種業務委託契約に基づき、医療機関において通常診療時間外に予防接種を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市には、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城市北諸県圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 4, 4 6 6, 4 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	98
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	歯科休日急患診療事業委託
案 件 の 概 要	休日昼間の歯科急患を診療するため、1 休日につき 1 歯科医療機関の開業を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市八幡町 1 1 街区 3 号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2 第 1 項第 2 号該当 事業実施に当たっては、歯科医療機関の協力が不可欠であり、また、実施機関の選定を含めて委託する必要があるため、都城市及び三股町内で唯一、歯科医療機関の取りまとめや調整を行うことのできる上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	4, 4 2 9, 5 7 6 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	99
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 5 (直通)		
契 約 案 件 名	一万城団地及び蓑原団地エレベータ保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	市営一万城団地及び市営蓑原団地に設置されているエレベータのメンテナンス、定期点検及び年 1 回の年次検査等の委託をするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜 2 - 4 - 1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本件は、市営一万城団地及び市営蓑原団地に設置されているエレベータの遠隔監視・点検（常時）、年 4 回の定期点検・定期整備、年 1 回の年次検査及び年 1 回の法定定期検査の委託を行うもので、点検・調整から修理部品の交換までのエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む業務である。 エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。 このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	4, 3 5 6, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	100
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直通)		
契 約 案 件 名	寝具賃貸借		
案 件 の 概 要	交替制勤務者の仮眠時に使用する寝具の賃貸借を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 北諸県郡三股町蓼池 3 7 3 4 - 1 [名 称] ワタキューセイモア株式会社南九州営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件の履行に当たっては、大量の寝具貸借及び定期的な寝具交換を行う必要がある。しかし、それらの要件を満たす事業者で、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者が1者しか存在しない。 このため、競争入札に代え、見積書の提出による競争により相手方を決定することとし、名簿登録業者1者及び対応可能な名簿未登載者2者に対して見積依頼を行った。 結果、1者が辞退、残りの2者で見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	4, 3 2 6, 9 6 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 101

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル面接システム利用
案 件 の 概 要	職員採用試験の利便性向上及び人材の確保を図るため、デジタル面接システムを利用するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル11F [名 称] タレンタ株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、採用試験受験者の利便性向上による受験者数の増加を図り、本市の求める人材をより多く確保することを目的として、デジタル面接システムを利用するものである。 デジタル面接システムについて、本市では、録画、ライブ及びAIアセスメントが可能であること、質問形式を多種多様に設定できること、状況に応じて面接動画を共有できること、今後の試験内容の見直しにも柔軟に対応が可能であること、面接官の面接スキルの向上に活用するため録画データの長期保存が可能であること及び、AIアセスメントにおいて言語・非言語情報を分析し、短時間に精度の高い分析結果を算出することが可能であることを求めている。 上記事業者が提供する「Hire Vue」は、録画面接、ライブ面接及びAIアセスメントのすべてに対応したクラウド型デジタル面接プラットフォームであり、上記の要件をすべて満たすデジタル面接を提供できるのは同事業者のみである。 また、上記事業者は国内外の大手企業において多数の導入実績を有しており、サーバー停止、アプリの不具合等の大きな事故も起きていないことから製品の信頼性も高く、本業務の適切な実施が可能であると認められる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	4, 2 9 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	102
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	産後ケア事業委託		
案 件 の 概 要	支援が必要と判断される産婦及びその家族を対象として、専門的な見地からの適切な相談支援を実施する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市月見ヶ丘7丁目14-2 101号 [名 称] 一般社団法人 宮崎県助産師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、産婦等が抱える子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家等による相談支援を行い、家庭や地域での産婦等の孤立感の解消を図るため、ショートステイ、デイサービス及びアウトリーチ型による支援を行う業務を委託するものである。 このようなことが実施可能な団体は県内において上記法人しかいないため、同法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 4, 1 1 9, 3 3 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	103
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)	
契 約 案 件 名	産業廃棄物収集処理業務委託	
案 件 の 概 要	公共施設から排出される産業廃棄物の収集処理業務を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町 7 4 0 3 番地 [名 称] 株式会社エコロ 外	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 廃棄物の収集処理においては再委託が禁止されており、排出事業者である市が、直接、収集又は処理を行う事業者と契約を締結する必要があるが、収集事業者においては、事業者ごと又は廃棄物の種類により搬入先の処分場が異なるため、個別に入札することができない。 このため、本業務の受注者の決定に当たっては、入札に代え見積合せでの競争により、予定処理量を乗じて得た収集運搬合計と処理合計のそれぞれが予定価格以内で、かつ、収集運搬合計と処理合計の合計額が市に最も有利な見積りをした事業者を受注者とすることとした。 その結果、上記事業者の見積りがトータルとして最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり	
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日	
契 約 金 額	執行見込総額	4, 0 9 4, 7 5 0 円

別紙（番号 103 関係）

契約相手方	
事業者名	所在地
株式会社エコロ	都城市都北町 7403 番地
ニシモロ開発株式会社	小林市野尻町紙屋字長瀬 1859 番地 4
株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番の 17
九州北清株式会社	小林市北西方 1084 番地 1

令和7年度 随意契約理由書

番号 104

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)	
契 約 案 件 名	窓口DXSaaSに係るガバメントクラウドサービス利用契約	
案 件 の 概 要	窓口DXSaaSに係るガバメントクラウドサービス利用契約	
契約の相手方	[所 在 地] 北海道北見市北二条西三丁目6番地 [名 称] 株式会社北見コンピューター・ビジネス	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市が利用する窓口DXSaaSは、上記事業者が開発及び提供を行っているシステムである。当該システムはデジタル庁が提供するガバメントクラウド上で構築されており、アクセス権限等も厳格に設定されているため、事業者でなければガバメントクラウドサービスの利用ができない。 ガバメントクラウドは、デジタル庁が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第24条における共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者（以下「クラウドサービス提供事業者」という。）との間で締結する契約（以下「クラウドサービス基本契約等」という。）において定められたものである。 ガバメントクラウドの利用にあたっては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第19条に定めるクラウド利用料のデジタル庁における保管及びクラウド利用料に係る債務引受を実現するため、デジタル庁との契約を締結することが必須であり、上記事業者も当該システム利用のための契約をデジタル庁と締結しており、上記事業者でなければシステムの利用が不可能である。 以上の理由から競争入札には適さないため、随意契約を行うものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	4, 0 5 3, 6 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	105
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)		
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用権許諾 (Acrocity×BI) 及びサポート契約		
案 件 の 概 要	住民情報分析システムAcrocity×Biソフトウェアの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同事業者でなければ使用権の許諾を受けることができない。 さらに、障害対応等の基本サポートについても開発元である上記事業者でなければ実施できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	3, 9 6 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	106
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)		
契 約 案 件 名	学校環境衛生検査業務		
案 件 の 概 要	学校保健安全法第6条第2項に基づき、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校の学校環境衛生に関する検査を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市祝吉町1丁目2番地17 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、学校保健安全法第6条第2項において、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校を対象として実施する法定検査である。 当該検査の職務執行に当たっては、学校保健安全法施行規則第24条第1項第2号において、学校薬剤師が従事することと規定されている。 以上の理由により、市内の学校薬剤師が所属している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 8 9 0, 2 3 8 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	107
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	訪問介護員派遣業務委託		
案 件 の 概 要	都城市役所に在籍し、勤務中において日常的に身体介護を受ける必要がある職員（以下「要介護職員」という）に対して、市役所に訪問介護員を派遣して身体介護の実施を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町5019-1 [名 称] 株式会社ハピネスライフ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 業務の履行に当たっては、1日2回における原則定められた時間に市役所庁舎に訪問介護員2名を派遣して、適切かつ確実に身体介護を行うことが必要である。 しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないため、競争入札に代え、3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、1者が見積辞退となり、残った2者で再度の見積合せを行うことにより決定することとした。再度の見積合せを行った結果、その2者のうち1者も見積辞退となり、残った1者も予定価格を超えていたため不落となった。 そこで、改めて予定価格の見直しを行い、見積合せを実施しようとしたところ、参加可能業者は上記事業者だけになった。年間を通して平日の勤務日に重度訪問介護に対応可能な市内の事業者は、上記事業者に限られるため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	3, 8 7 2, 0 0 0 円	

令和7年度 随意契約理由書

番 号	108
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)
契 約 案 件 名	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託
案 件 の 概 要	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市下原町2 3 1 番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、国保情報集約システムで行う国民健康保険の被保険者資格情報の集約・管理に関する業務、高額療養費の多数該当の判定に係る業務、市町村間における情報連携業務等を委託するものである。 これらの業務については、国民健康保険法第113条の3の規定に基づき、保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施、その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報又は整理に関する事務を、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金が受託できることとなっており、全市町村が連合会に共同委託することになっている。 以上の理由により、上記連合会と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	3, 8 7 1, 6 4 3 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	109
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費電算処理業務委託		
案 件 の 概 要	母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費助成対象者の医療費電算処理診療データを作成する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費助成対象者の診療データを、毎月20日までに所定の様式で作成する業務を委託するものである。 県内市町村の母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費の電算処理については、上記連合会において県内の市町村医療費事務を一括で共同処理しており、他に同様の処理を行える事業者は存在しないため、同連合会と随意契約するものである。 なお、本件は、事務効率化のため、受注者が同じである福祉課の契約についても、こども政策課において一括して契約締結の処理をするものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 8 6 4, 3 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	110
担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)		
契 約 案 件 名	ケーブルテレビジョン放送業務委託		
案 件 の 概 要	都城市議会定例会（6 月、9 月、1 2 月及び3 月）及び臨時会開催時に、ケーブルテレビでの生放送及び午後 8 時からの録画放送を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町 1 街区 7 号 [名 称] B T V株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本委託業務の内容は、都城市議会定例会及び臨時会の会期の告知、定例会及び臨時会における本会議の映像及び音声の送信・受信及び各家庭への生放送並びに録画放送である。 これらの業務を行える事業者は、市内では上記事業者以外に存在しないため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	3, 8 5 0, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	111
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3105 (直通)		
契 約 案 件 名	住宅管理システム機器保守業務委託		
案 件 の 概 要	都城市住宅管理システムのカスタマイズ、不具合等が生じた際の保守業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市錦町1-10 [名 称] 富士通 J a p a n 株式会社 九州南部公共ビジネス部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	都城市住宅管理システムは、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	3, 7 6 4, 2 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	112
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	高齢者の肺炎球菌感染症予防接種業務委託		
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に基づく令和7年度高齢者の肺炎球菌感染症予防接種業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条に基づき、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施するものであり、本事業の対象者は、都城市内に住所を有する65歳の者及び60歳以上65歳未満の者で、該当する基礎疾患を有するものであり、その対象者数は、約2千人となる。 しかし、市では、医師看護師等の医療従事者や施設がなく、本事業を直営で実施することはできないため、事業委託するものである。 事業委託に当たり、市には、具体的に市内のどの医療機関が高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 6 5 5, 5 9 7 円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 113

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市職員採用試験業務委託		
案 件 の 概 要	職員採用試験に係る試験問題の貸与並びに採点結果及び結果処理に関する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都品川区大崎1-11-1 [名 称] 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、本市が第一に求める人材は、企画力及び創造力に長け、様々な課題や社会情勢の変化に対しても柔軟に対応できるような、現場能力に優れた人材である。 本業務の履行事業者は、高い現場能力を有する人材の確保に適した試験を提供可能であり、かつ本市の想定する実施スケジュールに対応可能であることが望ましい。 上記事業者が提供するSPI3試験は、個人の基本的な資質を能力検査及び性格検査に基づき測定する現場能力重視型の試験である。テストセンター方式では全国47都道府県の会場での受験が可能であることから、他県在住の受験者等にとっての利便性が格段に向上し、本市の求める人材を全国から募ることができる。 さらに、上記事業者は、同種の試験を提供している他事業者と比較して、試験準備段階から採点結果報告までに要する期間が短く、本市採用試験計画に基づく実施スケジュールに対応可能である。 このように、本市が求める条件を同時に満たすのは、上記事業者が提供するSPI3試験のみである。また、上記事業者は民間企業及び他自治体における多数のSPI3試験導入実績を有しており、本業務の適切な実施が可能であると認められる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 6 3 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 114

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)
契 約 案 件 名	公共事業等に係る不動産鑑定評価等業務
案 件 の 概 要	公共事業等に伴う価格等決定のための不動産鑑定評価、意見価格、価格算定及び残地補償算定の業務
契約の相手方	[所 在 地] 都城市安久町6043番地3 [名 称] 株式会社 旭総合コンサルタント 外4事業者
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市が取得、譲渡、交換及び公売する土地の価格等を決定するため、適正な取引価格の算出を行うものである。 本業務の履行に当たっては、公共用地の取得、譲渡、交換及び公売を適切に遂行するために、評価の正確性が重要となる一方、業務の性格上、突発的で緊急を要するものや、業務完了までの期間が制約される事案も想定される。 このため、複数の不動産鑑定評価等を依頼する繁忙期では、一事業者のみでの業務履行は困難であり、また、地域に精通していることで相場観や特殊な取引事例など地域の要因を評価に反映でき、緊急を要する場合等にも迅速に対応できる市内の事業者でなければ、本業務を適切かつ確実に履行できない可能性がある。 以上のことから、本業務に要する費用のうち、不動産鑑定及び意見価格等については「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）（令和2年3月17日付中央用対第13号）」の中央用地対策連絡協議会通知で一律に決定されている価格を契約単価として採用し、価格算定及び残地補償算定については、あらかじめ複数の事業者から見積書を徴し、そのうち最低の見積額を契約単価として採用した上で、見積参加事業者のうち当該単価による契約締結を希望する全ての者と随意契約する方法を採っている。 以上の理由により、契約締結を希望した上記事業者と随意契約するものである。 ※契約相手方については、別紙のとおり
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 3, 5 5 0, 0 0 0 円

別紙（番号 114 関係）

不動産鑑定評価業務業者

業 者 名	代 表 者	所 在 地
株式会社 旭総合コンサルタント	代表取締役 鬼束宜朗	都城市安久町 6 0 4 3 番地 3
株式会社 今村鑑定補償	代表取締役 長濱宏昭	都城市前田町 1 5 街区 1 0 の 2 号
寺本不動産鑑定事務所	代表者 寺本文俊	都城市若葉町 1 4 街区 3 の 1 号 立川貸家 A 号室
株式会社 田園都市鑑定	代表取締役 傳田和之	都城市高木町 4 7 1 6 番地 1 2
西村不動産鑑定事務所	代表者 西村哲治	都城市立野町 9 号 7 番地 西村マンションⅡ 3 0 2

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	115
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市食の自立支援事業委託		
案 件 の 概 要	在宅の調理が困難な高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的に（安否の確認と栄養バランスの摂れた）食に関するサービスを提供する事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市高松町2番30号第二杏国ビル1階 [名 称] 株式会社 あらた		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務は、食の自立支援事業の実施委託について、都城市食の自立支援事業実施規則（平成18年規則第291号）第5条第2項の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものである。 本件においては遠方等の理由により配達困難な区域に対して配食サービスの提供を行う。上記法人は配達困難区域に対して配達可能であり、本事業の目的である見守り、栄養士による献立に基づく調理、特別食への対応等が唯一可能な事業者である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 4 8 6, 4 4 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 116

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 6 - 3 7 2 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市校務支援システムネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	市内の各小中学校が利用している校務支援ネットワーク回線の保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内の各小中学校が利用している校務支援ネットワーク回線の保守を委託するものである。 現在、整備されている校務支援ネットワーク回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	3, 4 5 2, 5 9 2円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	117
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)		
契 約 案 件 名	自家用乗合自動車運行管理業務委託		
案 件 の 概 要	高崎・高城総合支所で所有する自家用乗合自動車（バス）の車両運行に関する業務（運転、管理、整備等）を一括して委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社 高崎観光バス		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、公用車として高崎及び高城総合支所で所有する、それぞれ1台の自家用乗合自動車（バス）の車両運行に関する業務（運転、管理、整備等）を一括して委託するものである。 本件の委託方式は、一般的には「自家用自動車管理業」の請負に該当し、車両の運転業務のみの委託（人材派遣業）とは業務内容及び履行形態が大きく異なる。契約の履行に当たっては、高崎総合支所における乗車人員の需要に応じ、大型観光貸切バス及び小型観光貸切バス賃貸借との密接な連携・調整を図る必要があり、同業務を受託している上記事業者以外では、適切な履行が期待できないため、上記事業者と随意契約するものである。なお、本件は、事務効率化のため、業務内容及び受託者が同じである高城総合支所の契約についても、高崎総合支所において一括して契約締結の処理をするものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 3 5 0, 0 5 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	118
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	Universal Oneサービス契約
案 件 の 概 要	窓口D X S a a Sを活用した書かない窓口の運用に伴うガバメントクラウド接続サービス回線の利用契約
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 6 番 1 号 [名 称] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 九州支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本市では、一昨年、国の実証実験において窓口D X S a a Sの構築を行い、書かない窓口を開始した。 窓口D X S a a Sとは、デジタル庁が公募し、選定した事業者によって、ガバメントクラウド上に構築・提供する窓口支援システムのことである。 上記事業者は、デジタル庁から窓口D X S a a Sで使用する回線について運用を委託されている事業者であり、昨年度から実施している書かない窓口においても同事業者と契約し、システムの構築・運用を行っている。 本事業は、書かない窓口の継続に伴い、窓口D X S a a Sで使用する回線の利用を延長するものであり、同事業者が提供する回線を利用しなければ、障害発生時の対応を迅速かつ確実に行うことはできない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	3, 2 7 7, 5 6 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	119
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	ネットワーク構築運用補助業務支援委託		
案 件 の 概 要	ネットワーク構築の運用補助業務支援を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務については、ガバメントクラウド運用管理補助者の役割にはクラウドシステムの監視やセキュリティ管理、運用手順の作成・活動の報告、トラブルシューティングとサポートなど多岐に渡り、ガバメントクラウドにおいて非常に重要な役割を担っており、ネットワーク構築の運用補助業務を支援委託するものである。 現在、整備されているネットワークシステムは、上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行することができる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの導入事業者と運用補助業務支援事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	3, 2 7 2, 5 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	120
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	小松原中外エレベータ保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	小松原中学校を含む6中学校に設置してあるエレベータの定期点検、保守、調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。 このため、仮に他の事業者にも本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。 以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	3, 1 9 4, 4 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	121
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市手話奉仕員及び要約筆記者養成事業委託		
案 件 の 概 要	聴覚障がい者等の福祉の増進及び市民啓発を図るため、手話奉仕員及び要約筆記者を養成する事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区14号 [名 称] 都城市聴覚障害者協会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、聴覚障がい者等の福祉の増進及び市民啓発を図るため、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の福祉に理解と熱意のある者に対し、手話や要約筆記等の指導を行い、手話奉仕員及び要約筆記者を養成する事業を委託するものである。 本事業の実施については、「都城市手話奉仕員養成事業実施要綱」第2条及び「都城市要約筆記者養成事業実施要綱」第2条の規定により、都城市聴覚障害者協会に委託することとなっているため、同協会と随意契約をするものである。 なお、手話奉仕員及び要約筆記者を養成できる市内の団体は、上記協会以外に存在しない。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	3, 1 2 8, 7 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	122
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	セゾンふるさと納税サイト覚書		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社クレディセゾンが運営する「セゾンのふるさと納税」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 [名 称] 株式会社クレディセゾン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている。このため、寄附獲得のためには、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客が見込まれるポータルサイトに当市のふるさと納税申込フォームを開設することが有効である。 「セゾンのふるさと納税」は、申込可能自治体数が1600以上の自治体、返礼品の掲載数は約700,000点となっており、更なる寄附獲得に繋がることが見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3,100,000円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 123

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)		
契 約 案 件 名	自治体AI zevo使用許諾		
案 件 の 概 要	生成AIをLGWAN環境で使用するためのシステムである「自治体AI zevo」の使用権の許諾及びサポート業務		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市宮丸町3070番地1 [名 称] シフトプラス株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、生成AIをLGWAN系端末で使用するためのシステムである「自治体AI zevo」（以下「システム」という。）を使用するものである。本システムは、シフトプラス株式会社と本市が共同開発した、生成AIをLGWAN系端末でも使用できる特徴的なシステムである。Microsoft社のAzure Open AI Serviceを使用することで、入力したデータがAI学習に使用されない点や、管理者アカウントから容易にログの確認が可能であるなど、利用に際しては高度なセキュリティ環境が担保されている。 また、チャットツールを介さずウェブ上でチャットを展開することが可能であり、チャットツール特有の入力文字数の制限を気にせず使用することができる。さらに、生成AIへの命令文であるプロンプトを登録し組織内に共有する機能が備わっていることや、所属毎にAIモデルを選択することが可能であることなど、全ての職員において質の高い利用が可能となっている。 さらに、「自治体独自AI」の利用により、生成AIと連携するサーバーに独自の情報を登録し、それを踏まえた回答を生成する独自のAIとしての活用も可能であるなど、汎用性も非常に高い。 これらの特徴を全て備えるシステムは本システム以外には存在せず、また、上記事業者は、令和5年度に本市において、本システムの実証事業を行っており、本市が必要とするシステムの仕様に適合しているとともに、確実な履行が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	3, 0 8 0, 0 0 0 円	

令和7年度 随意契約理由書

番 号	124
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本館エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎に設置されているエレベータの毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整並びに稼働状況に応じたプログラムによる整備等を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エレベータの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。 このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。 以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	3, 0 6 2, 4 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	125
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	産業医業務委託		
案 件 の 概 要	労働安全衛生法に基づく、職員の健康管理を目的とした産業医としての労働衛生管理業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 職員の健康管理を行う産業医の選定に当たり、市にはどの医師が産業医の業務を実施できるのかという情報が少なく、適切な医師の選定が非常に困難である。 このため、本業務の委託に当たっては、市内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人に適切な医師の選定まで含めて委託する必要がある。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2, 9 9 3, 7 6 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 126

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)
契 約 案 件 名	市政広報インフォーマーシャル制作業務委託
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、市政情報の広告を行うことを目的に、毎週土曜日にテレビ宮崎で放送される昼の番組（11時5分から11時30分放送）において、毎月第1週及び第3週の終了直後に30秒のCM放送を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大橋3丁目101番地1 [名 称] 株式会社UMKエージェンシー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、宮崎県民に対し、都城市のイベント告知、観光及び市政に関する情報を提供することを目的に、毎週土曜日にテレビ宮崎で放送される昼の番組（11時5分から11時30分放送）において、毎月第1週及び第3週の番組放送終了後に30秒のCM放送を行うに当たり、CM映像の制作及び放送を委託するものである。 本業務を行うに当たっては、多種多様な映像資料の蓄積、高度な制作技術及びテレビ宮崎との放送枠の調整が必要である。 以上の理由により、本業務に必要な映像資料を多く所有しており、テレビ宮崎の広告代理店となっている上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2,860,000円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	127
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 4 (直通)		
契 約 案 件 名	学力向上等対策事業読解力向上支援教材		
案 件 の 概 要	本業務は、時事への関心を高めながら、読解力を養うことを目的とする学習教材を導入するものである。		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区大手町1-7-1 [名 称] 株式会社 読売新聞東京本社 教育ネットワーク事務局		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記事業者が提供する教材は、国内最大の発行部数を誇る読売新聞社の記事を基に作成され、全国学力・学習状況調査の問題作成・分析等に携わった富山哲也氏が監修するものである。2021年度から同教材に取り組んだ三重県松阪市では、全国学力・学習状況調査で小中とも国語の「読むこと」の平均正答率が上がるなど、実績も出ている。当教材は、令和6年10月から市内小中学校で用いられており、児童生徒達の読解に対する関心も高まってきていることから、継続的に同じ教材を用いることで更なる効果促進が期待される。 以上の理由から、本業務の目的に最も合致した教材の提供が期待できる上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 8 2 8, 4 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 128

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸デジタルアーカイブシステム構築業務委託
案 件 の 概 要	都城島津邸の所蔵史料をデジタルアーカイブ化し、保存及び公開利用に供することを目的とし、各種データを作成してデジタルアーカイブシステムを構築し、公開するための業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都文京区大塚三丁目1番1号 [名 称] TRC-ADEA株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城島津邸所蔵史料のうち、展示や画像利用の多い肖像画・絵図・古文書・地誌等の高精細画像撮影を行い、デジタルアーカイブにて公開し、一般の方に向けて広く利用してもらう仕組みを作るためのシステムを構築するため、令和6年度から実施している業務委託である。 令和7年度は、幅広い層が歴史資料に親しみやすいコンテンツも作成する。 システムの構築にあたっては、すでに当館所蔵史料の画像データを公開している東京大学史料編纂所の画像公開システム「Hi-CAT-Plus」との接続に係る同所との連携実績、画像表示の国際規格であるIIIF対応ビューアの導入、日本国内のあらゆるメタデータコンテンツを検索・閲覧・活用できるプラットフォーム「ジャパン・サーチ」との連携機関であること、市民サービス向上のため学校利用や観光利用など多方面で活用できるコンテンツの設定、メタデータを格納することができるクラウドについて、これらの要件を全て満たすことが必要である。 また、図書館振興財団の助成事業である本事業は、構築システムのネット上公開、国際レベルのシステムとの検索連携、デジタル化方式の国際標準化対応など、技術的な選考基準が課されている。 こうした、当市の求める事項に全て対応可能で、かつ事業推進に必要な技術基準を満たすシステムを提供しているのが、上記業者のみであることから、同業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2, 7 9 4, 5 7 2 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	129
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市営住宅畳交換修繕		
案 件 の 概 要	都城市営住宅の入居が決定した住宅における畳の交換及び修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市西町3498-1 [名 称] 宮崎県畳工業組合 都城支部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市営住宅の年3回（2月、6月、10月）の定期募集及び随時募集による住宅入居希望者と契約した後に、畳の交換及び修繕を行うものである。 本業務は、契約締結から1週間以内に実施する必要があるが、都城市全域にある市営住宅の各戸を、一事業者で迅速に対応するのは困難な状況である。また、災害被災者・DV被害者等の緊急入居時には、さらに迅速な対応が求められる。 このため、本業務を実施する度に入札等を実施することは困難である。この点、上記組合は、組合員が都城市全域の各地域にいることや、過去の実績からも組合内の連携体制が整っており、本業務への対応が可能である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 7 9 1, 2 5 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	130
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	大王小外エレベータ保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	都城市立大王小学校を含む8小学校に設置してあるエレベータの定期点検、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。 このため、仮に他の事業者にも本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。 以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2, 7 5 8, 8 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	131
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市通所型短期集中予防サービス事業委託		
案 件 の 概 要	高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、高齢者のADL及びIADLの維持・改善に資するサービスの提供を行う事業を、利用者の自立に資するプログラムを実施できる事業所に委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市学園木花台北3丁目8294番地43 他1件 [名 称] 有限会社 ケアプロジェクト 他1件		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市通所型短期集中予防サービス事業の実施委託について、「都城市通所型短期集中予防サービス事業実施要綱」第2条の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる事業所を運営する各法人とそれぞれ随意契約するものである。 事業所の選定に当たっては公募を行い、本市が求める基準を満たした事業所を選定している。 ※契約相手方については別紙のとおり		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 6 7 7, 7 6 0 円		

別紙（番号131関係）

委託先	所在地	契約金額
合同会社ワンライフサポート	都城市上水流町1182番地8	¥1,338,880
有限会社 ケアプロジェクト	宮崎市学園木花台北3丁目8294番地43	¥1,338,880

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	132
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0986-23-2762 (直通)		
契 約 案 件 名	土木GISシステムクラウドサービス利用契約		
案 件 の 概 要	土木GISシステムクラウド型LGWAN-ASPサービスの利用		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同事業者からでなければ、土木GISシステムクラウド型LGWAN-ASPサービスを利用することができない。 また、本システムは、土木部や上下水道局等が保有する重要なデータや他システムとの連携で運用しており、上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できず行政事務に支障がでるおそれがある。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2,640,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	133
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市ホームページ保守業務委託		
案 件 の 概 要	市公式ホームページの運用保守を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市中村東3丁目5-2 南興ビル201 [名 称] パステムソリューションズ株式会社 宮崎営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市公式ホームページは、上記事業者がシステム構築したものである。 そのため、同事業者でなければ本委託業務の適切かつ確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、ホームページ運営に支障が出る恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2,629,880円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	134
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0986-23-0962 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市立図書館システム保守業務委託		
案 件 の 概 要	図書館管理システムの保守点検及び調整等の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市錦町1-10 [名 称] 富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	図書館管理システムは、上記事業者が開発及び導入したものであり、当該システムが常時円滑に稼動するために必要な保守業務については、開発元である同事業者でなければ確実な履行が期待できない。 また、当該システムのソフトウェア及びハードウェアに関するサポート窓口を一本化し、障害発生時の迅速な対応を図る必要もある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2,614,920円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	135
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	電子文書管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	平成28年4月1日から稼動している電子文書管理システム（IPKN OWLEDGE V3）の運用保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 電子文書管理システム（以下「本システム」という。）は、構築業務 を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。 本業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知 識を有することや、本市の仕様で構築された本システムの設定内容を十 分に理解していることが必要不可欠である。上記事業者は、本業務に係 るシステムの運用及び保守を確実に履行することが期待できる唯一の事 業者である。 仮に他の事業者に委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、 行政事務に支障が出るおそれが高い。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2, 5 7 4, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	136
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市生活おたすけサービス事業委託		
案 件 の 概 要	在宅高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、身体の虚弱な高齢者に対し、生活援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行う事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、地域包括支援センター、地域の民生委員等と協力しながら進める必要がある。この点、上記法人は、上記の条件を満たす体制を十分に備えている。また、ボランティアとして活動する生活援助員の確保、管理等についても必要とされる高いレベルで本業務を履行できる者は、上記法人の他にない。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 5 2 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	137
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 6 - 3 7 2 1 (直通)		
契 約 案 件 名	小・中学校教室 I C T 環境整備業務委託		
案 件 の 概 要	市内の小中学校の教室増に伴う校内ネットワーク環境整備の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町 2 0 号 8 番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内の小中学校の教室増加に伴い、校内ネットワーク及び接続機器の導入等のネットワーク環境整備の業務を委託するものである。 現在、整備されている校内ネットワーク回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2, 5 0 8, 5 5 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	138
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	人流分析ツールDatawise Area Marketer利用契約
案 件 の 概 要	中心市街地の来訪者について人数及び属性を調査する為、システムサービスを使用するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー21階 [名 称] 株式会社データワイズ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、中心市街地内の各通り毎の人流や施設利用者の人流分析を行うため、膨大なデータを活用した、精度の高い推計処理が求められる。データソースについても、より細かく動きを追えるGPSデータ（最小：10m×10m）の活用が必要である。 事業者から本市へのデータ提供方法についても、本市が指定するタイミングで迅速にデータ取得が行えるよう、本市が人流分析サービス（システム）本体を使用して、各種データを取得できる必要がある。 令和5年度に、システムを導入するに当たり、全国の事業者について調査を行ったところ、2者が上記条件をクリアすることが確認されたため、両者のシステムの仕様確認や、無料トライアルを実施した。その結果、システムから得られた数値について、本市が過去に実施した歩行者通行量調査結果と照らし合わせたところ、両者に大きな差が生じる結果となり、上記事業者の精度が高く、より適切であることが判明した。 上記事業者については、複数の他自治体の活用実績もあることから、自治体に対する対応、サポート体制も十分である。 統計データとして、令和5年度から取得しているデータを活用するためにも、同システムを継続使用する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2, 4 4 2, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	139
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 6 3 7 6 (直通)		
契 約 案 件 名	軽自動車税申告に係る調査業務委託		
案 件 の 概 要	軽自動車税課税のために、小型二輪自動車及び軽自動車の軽自動車税申告に係る新規届出、廃車、名義変更等についての調査を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方鶴戸尾 2 7 2 9 - 3 1 [名 称] 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 宮崎事務所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、軽自動車税課税のために、小型二輪自動車及び軽自動車の軽自動車税申告に係る新規届出、廃車、名義変更等についての調査を委託するものである。 課税対象である小型二輪自動車及び軽自動車に係る新規届出、廃車、名義変更等については、本来、使用者による本市への直接申告が必要であるが、申告者の利便性及び課税客体の適正な把握のために、申告を代行する機関として、都道府県単位で、軽自動車協会連合会が設立されている。 このため、本件については、上記法人以外に軽自動車税申告に係る調査を委託できる者がいないため、同法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 4 2 0, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	140
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	2 歳 6 か 月 児 歯 科 健 康 診 査 及 び フ ッ 素 塗 布 業 務 委 託		
案 件 の 概 要	2 歳 6 か 月 児 対 する 歯 科 健 康 診 査 及 び フ ッ 素 塗 布 実 施 並 び に そ の 保 護 者 対 する 歯 科 保 健 指 導 の 実 施 を 委 託 す る も の		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都 城 市 八 幡 町 1 1 街 区 3 号 [名 称] 一 般 社 団 法 人 都 城 歯 科 医 師 会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には、市内の医療機関で小児の歯科健康診査及びフッ素塗布を実施できる歯科医師がいるのかなどの具体的な情報が少ない。また、本業務の性質上、個々の医療機関に所属する歯科医師と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属する上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 4 1 7, 1 4 8 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	141
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－3 6－5 6 6 1（直通）	
契 約 案 件 名	妊婦歯科健康診査業務委託	
案 件 の 概 要	妊婦に対する問診、口腔内検査、口腔に関する相談の実施を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には、どの医療機関の歯科医師が妊婦を対象とした問診、口腔内検査、口腔に関する歯科保健指導を実施できるのか具体的な情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上のことから、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	2, 3 6 5, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	142
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市一般廃棄物最終処分場用重機賃貸借		
案 件 の 概 要	都城市一般廃棄物最終処分場で使用している油圧ショベルを再レンタルするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市佐土原町下那珂 2 9 5 7 番地 1 2 [名 称] コマツ宮崎株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当		
	現在レンタルしている油圧ショベル（以下「既存ショベル」という。）は、都城市一般廃棄物最終処分場において、焼却灰、ガラス、ブロック片、不燃残渣等の埋立、道路整地、法面作業等（以下「場内作業」という。）を実施する際に使用している油圧ショベルである。 既存ショベルは、場内作業の実施に対応できるように油圧開閉式のシャークバケット及びキャブフロントに安全ガード等の特殊装備が取り付けられている。 新たに同等品をレンタルする場合、既存ショベルの返納及び新規の油圧ショベルの搬入、特殊装備の取付け等に要する経費が必要となる。しかし、既存ショベルを再レンタルすることで、場内作業効率を低下させることなく経費を削減することが期待できる。 以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2, 3 1 0, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	143
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市営住宅表具交換修繕		
案 件 の 概 要	都城市営住宅の入居が決定した住宅における表具の交換及び修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市南横市町7888-2 [名 称] 都城市表具組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務は、都城市営住宅の年3回（6月、10月、2月）の定期募集及び随時募集による住宅入居希望者と契約した後に、表具の交換及び修繕を行うものである。 本業務は、契約締結から1週間以内に実施する必要があるが、都城市全域にある市営住宅の各戸を、一事業者で迅速に対応するのは困難な状況である。また、災害被災者・DV被害者等の緊急入居時には、さらに迅速な対応が求められる。このため、本業務を実施する度に入札等を実施することは困難である。この点、上記組合は、組合員が都城市全域の各地域にいたり、過去の実績からも組合内の連携体制が整っており、本業務への対応が可能である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 2 3 2, 2 3 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	144
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 納税管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 6 (直通)
契 約 案 件 名	滞納整理支援システム保守業務委託
案 件 の 概 要	滞納整理支援システムのソフトウェアの保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本システムは、上記事業者が開発及び導入を行ったものである。 当該システムの保守業務の履行に当たっては、機器の専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、導入事業者と保守事業者が混在することとなり、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2, 2 1 5, 0 5 9円

令和7年度 随意契約理由書

番号 145

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	東京都港区浜松町伊川ビル屋上看板掲出業務委託
案 件 の 概 要	「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするために、東京都港区浜松町伊川ビル屋上に看板を掲出する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 埼玉県朝霞市本町2-12-21-2階 [名 称] 有限会社アド・リアル
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京都港区浜松町伊川ビル屋上に、本市をPRする看板を掲出するものである。国内の航空便で最も利用者の多い羽田空港からモノレールで移動する際には確実に目にする場所であり、かつ平成27年度より継続的に掲出している看板である。PR効果とは認識の刷り込みであり、本市の認識が羽田空港利用者に定着するまで継続する必要がある。なお、同ビルの看板は、上記業者が管理するものである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2,200,000円

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号 146

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	電話交換機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎電話交換機の保守管理業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町 1 4 9 6 番地 [名 称] 九州電通建設株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市役所本庁舎の電話交換機は、沖電気工業株式会社の製品であり、その保守管理については、メーカーかその代理店でしか対応ができない。 また、電話交換機の不調は、行政事務の遂行に多大な支障を来す原因となるため、緊急時においては、1 分でも早く電話交換室に駆けつけ、復旧作業を行う必要がある。このため、本業務の履行事業者は、市役所に短時間でアクセスできる場所に事業所を有している必要がある。 この点、沖電気工業株式会社の代理店で都城市内に事業所を有し、速やかな対応が可能なのは、上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	2, 1 8 8, 5 6 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	147
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	本庁舎証明書発行機基本契約		
案 件 の 概 要	住民票等の証明書を発行できる証明書発行機の運用に係る手数料及び通信料についての契約を締結するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目 1 番 7 2 号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、住民票等の証明書等の発行におけるコンビニ交付サービスの利用促進及び市民サービスの向上のため、都城市役所本庁舎に設置してある住民票等の証明書等が発行できる証明書発行機（以下「機器」という。）を運用するものである。 同機器は、上記事業者製のものであり、令和 3 年度に導入された。同機器の運用については、地方公共団体情報システム機構とシャープマーケティングジャパン株式会社と本市との 3 者間契約に基づく委託手数料及びデータセンターとの通信が必要となるが、同機器からデータセンターへの通信は上記事業者でなくては提供ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 1 3 6, 8 1 6 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	148
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	全国市長会市民総合賠償補償保険
案 件 の 概 要	市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対する賠償保険
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区平河町2丁目4番2号 [名 称] 全国市長会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市が所有、使用又は管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上の過失に起因する事故に係る賠償に伴う損害について総合的に補償できる保険は、本保険以外に存在しないため、本保険を取り扱う唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2, 1 3 5, 8 7 5円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	149
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)		
契 約 案 件 名	空調設備保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	市役所本庁舎空調設備管理システムの保守点検業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区冷泉町2番1号 [名 称] アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー九州支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市役所本庁舎の庁舎内における、温度湿度等を設定値に自動制御する装置である空調設備管理システムについては、製造メーカーが独自の機械及び特殊部品を使用しており、部品手配、故障時及び保守点検については、製造メーカーのみが対応可能である。 以上の理由により、本庁舎空調設備管理システムの製造メーカーである上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2, 1 3 4, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	150
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	給食費システム保守業務委託		
案 件 の 概 要	AcrocityPLUS給食費システムの保守業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 AcrocityPLUS給食費システム（以下「システム」という。）は、学校給食費の公会計化に伴い、その管理を目的として令和3年度に導入したものである。 システムは上記 事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実 な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、導入事業者と保守事業者が混在することとなり、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	2, 1 1 2, 0 0 0円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	151
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	予防接種業務委託		
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第 2 条第 2 項各号に掲げる疾病のうち、同法第 5 条に基づき市の指定した疾病に対する予防接種の、定期予防接種業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市祝吉町 5 0 3 3 番地 1 [名 称] 独立行政法人国立病院機構 都城医療センター		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
	上記センターは、高度な医療が必要な乳幼児等に対し、入院及び通院による長期の治療を行う医療機関である。そのため、同センターを入院及び通院している乳幼児の予防接種の接種機関として確保する必要がある。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 1 0 2, 1 0 3 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	152
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	健康管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	健康管理システムのカスタマイズや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 健康管理システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	2, 0 3 8, 1 9 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	153
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	3次元測量システムOPTimGeoScan使用許諾
案 件 の 概 要	災害現場等の現地調査においてiPhoneを使用し、一人で高精度の3次元測量を容易に行う3次元測量システムを導入するもの
契約の相手方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市本庄町1 [名 称] 株式会社オプティム
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、災害現場等の現地調査において、高精度の3次元測量を容易に行い、得られた3次元データを利活用することで、早急な災害復旧が可能となり、営農再開や交通制限解除など社会経済活動の早期回復を図ることを目的に、3次元測量システム（以下「システム」という。）を使用するものである。 システムを使用するに当たり、高額な測量機器を用いず、iPhoneにインストールした3次元測量アプリを使用し、一人で容易に3次元データを取得することが可能であることを求めている。 これらの条件を全て満たすシステムを提供できるのは、上記事業者のみである。また、令和3年度に本市でシステムの実証を行い、令和4年度から本格導入を行っており、確実な履行が見込まれる事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 9 4 8, 3 2 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	154
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 6 6 (直通)
契 約 案 件 名	営繕積算システムRIBC2 賃貸借
案 件 の 概 要	営繕積算システムRIBC2 を賃貸借するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区西新橋 3 - 2 5 - 3 3 [名 称] 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 営繕積算システムRIBC2は、国土交通省・各都道府県の公共建築工事発注に用いる積算用プログラムとして開発された営繕積算システムRIBCをベースに処理性能、操作性及び業務の性格上要求される機密性を十分配慮して、上記事業者が開発したものである。 営繕積算システムRIBC2は、その内容において公共建築工事の特性が十分反映されたものとなっており、積算業務においてその使用に耐え得る性能を有する積算プログラムは他にない。また、営繕積算システムRIBC2の借入が可能なのは、積算プログラムの開発を行った上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 9 3 6, 8 8 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	155
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	標準積算システム使用許諾契約		
案 件 の 概 要	農業農村整備事業の公共事業等を実施する上で、工事及び業務委託を発注するための費用算出及び設計書作成に必要な標準積算システムの使用許諾を受けるもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 標準積算システムは、宮崎県及び県内の各市町村が利用する統一されたシステムであり、管理・運営を上記連合会が実施しており、本システムの使用許諾は、上記連合会からしか受けることができない。 以上の理由から、契約の性質が競争入札に適さないため、上記連合会と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 8 2 1, 6 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 156

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ふるさとセンター清掃等業務委託
案 件 の 概 要	都城市ふるさとセンターの清掃、草刈等、鍵管理業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下長飯町5 4 5 3 [名 称] 都城市斎場周辺環境整備推進協議会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、地元のことは地元で行うという地域参加型維持管理の推進を目的として、地元団体へ施設の清掃等業務を委託するものであり、契約の性質が競争に適さない。 上記協議会は、都城市斎場周辺の環境整備を目的として設立された団体であり、都城市ふるさとセンターについては、建設当初から設計及び管理について同協議会が深く関与している地元還元施設である。 また、本件は、上記協議会が地元住民から作業員を雇用して業務を履行している経緯があり、同協議会は地元及び行政との信頼関係も維持しつつ、管理の状況も極めて良好である。 以上の理由により、地元団体であり、本件の目的に最も合致した履行が期待できる上記協議会と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 8 1 5, 0 4 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	157
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0986-23-2124 (直通)		
契 約 案 件 名	地図情報管理システム保守業務委託		
案 件 の 概 要	固定資產業務支援システムソフト、本庁・総合支所窓口地図閲覧システムソフト及び全庁型地図情報システムソフトの保守業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在稼働中の固定資產業務支援システムソフト、本庁・総合支所窓口地図閲覧システムソフト及び全庁型地図情報システムソフトについては、上記事業者がソフトウェアの著作権を持っているため、同事業者以外ではシステムの環境設定等を行うことが困難であり、本業務の適切かつ確実な履行が望めない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1,793,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	158
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 契約課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 9 (直通)		
契 約 案 件 名	契約管理システム及び入札参加資格申請システム利用契約		
案 件 の 概 要	契約管理システム及び入札参加資格申請システムを正常かつ円滑に使用するための運用及び機器保守等を含む利用契約		
契約の相手方	[所 在 地] 愛媛県松山市清住1丁目6-21 [名 称] 株式会社シャープ松山オーエー		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、整備されているシステムは、令和6年度に実施したプロポーザル方式によって選定された事業者が導入及び設定を実施したことから、上記事業者以外に本契約を締結できるものは他にいない。 仮に他の事業者と利用契約を結んだ場合、障害発生時の対応を迅速かつ確実に行うことはできない 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 7 2 9, 2 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	159
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター ボイラ保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置されているボイラの保守点検に関する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市若葉町54-1 [名 称] 三浦工業株式会社 都城支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務は、都城学校給食センターに設置されているボイラについて、年1回の総合点検、月1回の定期点検等の保守点検に関する業務を委託するものである。 当該ボイラは上記事業者が製造したものであり、オンライン監視等を含む保守点検業務を行うことができるのは同事業者のみである。 また、今回契約する保守契約は上記事業者独自のもので、破損等によりボイラ缶体を交換する必要がある場合、無償で交換できる保証が含まれている。他の事業者には同様の保証の適用がなく、重大な故障が発生した際の修繕に要する費用が高額となるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 6 9 7, 5 2 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	160
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	道の駅山之口 (駐車場・トイレ) 管理業務委託		
案 件 の 概 要	道の駅山之口の駐車場及びトイレに関する清掃、消耗品交換等の維持管理業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口 2 3 0 4 番地 6 [名 称] 道の駅山之口株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 道の駅山之口内にある本市所有の都城市山之口ふるさと産品販売所、都城市山之口農林水産物直売・食材供給施設及び都城市山之口農林水産物処理加工施設については、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで上記事業者が指定管理者として管理運営業務に関する基本協定を締結している。 これに対し、道の駅山之口内の駐車場及びトイレについては、宮崎県所有の施設であり、県と市との覚書により、本市が日常的な維持管理を行っているが、本市所有の施設ではないため、これらの維持管理については、前述の指定管理業務の範囲に含めることができない。 しかしながら、この駐車場及びトイレは、本来、道の駅山之口の利用者のために整備されたものであり、清掃や消耗品の交換、施設の故障や破損等があった場合の応急処置などの業務は、道の駅の管理として一体的に行うべき性格のものである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 6 9 4, 7 7 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	161
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)		
契 約 案 件 名	腎臓精密検査業務		
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づき、都城市内の小中学生を対象とした腎臓精密検査を実施し、検査結果が陽性の児童生徒については、その後定期的に追跡検診を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、小学1年生から中学3年生までを対象としてこれまでに実施された尿検査(1次検査と2次検査)の結果から、精密検査対象者を抽出して腎臓の精密検査を実施し、検査結果が陽性と判定された児童生徒については、その後も毎年度定期的に追跡検診を行うものである。 本業務の履行に当たっては、精密検査を行う専門の施設、追跡検査を可能とする管理体制及び専門的な知識に基づく判定機関を有することが必要であるが、市内においてこの要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる機関は、都城健康サービスセンターに限られる。 以上の理由により、上記サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1, 6 9 4, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	162
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 技術検査室 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 3 (直通)		
契 約 案 件 名	電子納品検査システム等保守業務委託		
案 件 の 概 要	電子納品検査システム及びCADシステムのバージョンアップや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号 [名 称] 株式会社リサーチアンドソリューション		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 電子納品検査システム及びCADシステム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 6 7 3, 3 2 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	163
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	梅北小外エレベータ保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	都城市立梅北小学校を含む4小学校に設置してあるエレベータの点検及び手入れ保全、異常監視、消耗部品の供給、品質検査等の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。 このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明瞭となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。 以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門とする上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 6 6 3, 2 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	164
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	明道小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立明道小学校を含む3小学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査、法定定期検査等の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。 このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。 以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置しているエレベータの施工及びメンテナンスを専門とする上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 6 6 3, 2 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	165
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	地下水観測井維持管理点検整備業務
案 件 の 概 要	市内6か所に7本ある地下水観測井の維持管理及び点検整備を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市清武町岡一丁目14番地1 [名 称] 株式会社マエムラ電設
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城盆地では、水道水源、工業・農業用水等の多くを地下水に依存している。 このため本市では、地下水量の保全を図るため、その状況把握を重視し、昭和60年4月から地下水観測井で地下水量（地下水位）を観測している。 現在、各観測井においては、地下水位やその状態を常時WEB上で監視できるよう、インターネットを利用した水位計遠隔監視システムを採用している。 本業務は、当該システムにトラブルが発生した場合における復旧対応を含むものであるが、当該システムの開発事業者は現在本業務を実施しておらず、この作業については、開発事業者を除き唯一契約実績のある上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。 また、地下水位のデータについては毎年観測しており、観測データの整合性のためにも、昨年度と同一の事業者による維持管理・点検整備が望ましい。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 6 5 0, 0 0 0円

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	166
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	自治体法務サービス等利用許諾
案 件 の 概 要	自治体法務サービス「コンシェルジュデスク」及び法情報総合データベース「D1-Law. com判例体系」の利用許諾
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区南青山 2 丁目 1 1 番 1 7 号 [名 称] 第一法規株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 上記法人がオンラインで提供している自治体法務サービス「コンシェルジュデスク」は、「地方自治法Web」、「行政実務キーワードバンク」、「行政手続・争訟実務Web」、「情報公開・個人情報保護Web」及び「地方財務実務大全」で構成されるサービスであり、各サービスが相互連携している。また、「コンシェルジュデスク」は、上記事業者の法情報総合データベース「D1-Law. com判例体系」とも連携している。 「コンシェルジュデスク」及び「D1-Law. com判例体系」は、各サービスが連携していることにより、検索時の利便性・迅速性が高く、法制執務上極めて有用であるが、現在、このようなオンラインでの自治体向け法務支援サービスを体系的に提供している事業者は上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 6 3 9, 4 4 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	167
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	各種証明書コンビニ交付システム保守業務委託		
案 件 の 概 要	各種証明書コンビニ交付システムのハードウェア及びソフトウェアの保守業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 各種証明書コンビニ交付システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発及び導入を行ったものである。 当該システムの保守業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること並びに設定内容の十分な理解が必要不可欠である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 6 2 9, 2 7 6 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	168
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)
契 約 案 件 名	消防団管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	消防団管理システムの障害対応及び障害発生防止のための機器保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町1 4 街区2 0 号 テレビ宮崎都城支社内 [名 称] 株式会社システム開発 都城支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、システムの専門的知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。消防団管理システムは上記事業者が導入及び設定を行ったものである。そのため、上記事業者が本業務の適切かつ確実な対応を期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応等の確実な履行が期待できず、システムの不具合等により消防団運営に支障が出る可能性が高い。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号 169

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)
契 約 案 件 名	F i r e W o r kを利用した縦型ショート動画の掲載・改善指導等業務
案 件 の 概 要	本市の特設サイトに掲載する返礼品を縦型ショート動画でPRし、ふるさと納税寄附額を増やすことを目的として、F i r e W o r k (システム)を利用した縦型ショート動画の掲載・改善指導等業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区海岸一丁目7番1号 [名 称] ソフトバンク株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 この業務は、本市が運営する特設サイトに掲載する返礼品をPRするため、F i r e W o r k (システム)を利用し、SNSで馴染みのある縦型ショート動画をシームレスにサイト上に掲載し、寄附額増につなげるものである。 通常、サイトに掲載される情報は、テキストと画像のみで構成されるが、そこに縦型ショート動画を掲載することで、情報が早く伝わり、イメージや雰囲気、ストーリーが伝わりやすくなり、感情を動かしやすくなる、といった効果が期待できる。また、文字情報の2倍記憶に残りやすくなるとも言われており、返礼品の魅力をより訴求することができるようになる。結果、サイト滞在時間増、離脱率減、ふるさと納税寄附額増を達成できると考える。 また、F i r e W o r k (システム)は、これまでに1,000社を超えるシステム提供の実績があり、業界トップを誇る。その主な理由として、SNS同時接続配信機能やカレンダー予約機能、プレイヤー複数設置機能など、豊富な機能が実装されていることが挙げられる。これほど機能が充実したシステムは他にないことも同システムの強みと言える。 専任でサポートいただけるマネージャーも配置いただけるため、動画の視聴数や離脱ポイントの検証、改善ポイントのアドバイスなど、定期的に改善指導いただける点も非常に効果を出しやすい。 F i r e W o r k (システム)は、上記事業者が開発したものである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1,584,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号 170

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	縦型ショート動画の掲載システム利用料
案 件 の 概 要	本市の特設サイトに掲載する返礼品を縦型ショート動画でPRし、ふるさと納税寄附額を増やすことを目的とした、FireWork（縦型ショート動画掲載システム）を利用するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区海岸一丁目7番1号 [名 称] ソフトバンク株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 この業務は、市運営の特設サイトにおける返礼品PRの効果向上を目的として、ソフトバンク株式会社が独自に開発・提供する「縦型ショート動画掲載システム（FireWork）」を活用するものです。 本市が運営する特設サイトでは、昨年度当初まではテキストと静止画像のみで返礼品情報を提供してきましたが、より効果的な情報発信と寄附額増加を実現するため、現在SNSで主流となっている縦型ショート動画をシームレスに掲載できるシステムが必要となりました。 ソフトバンク株式会社が提供するFireWorkは、1,000社を超える導入実績を持ち、業界内でトップの地位を確立している動画マーケティングプラットフォームです。本システムの特徴として、SNS同時接続配信機能、カレンダー予約機能、複数プレイヤー設置機能など、他社システムには見られない独自機能が実装されています。また、導入企業の実績では、視聴率が最大20倍、コンバージョン率が最大80倍に向上したケースも報告されており、本市の目的達成に最適なシステムであると判断しました。 FireWorkの縦型動画は、スマートフォンユーザーが端末を横に持ち替えることなくフルスクリーンで視聴できるため、ユーザー体験が向上し、情報が迅速かつ効果的に伝わります。また、動画コンテンツは文字情報の2倍記憶に残りやすいとされており、返礼品の魅力や地域のストーリーをより強く訴求できることが期待されます。 さらに、FireWorkは動画視聴数や離脱ポイントなどの詳細な分析機能を備えており、効果検証の観点からも他事業者より優位性があります。これにより、サイト滞在時間の増加、離脱率の低下、ふるさと納税寄附額の増加といった具体的な成果が期待できます。 本件の契約の相手方は、上記の者に特定されることから、上記事業者と随意契約を締結するものです。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	171
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)	
契 約 案 件 名	1 歳 6 か月児及び3 歳児歯科健康診査業務委託	
案 件 の 概 要	母子保健法第12条に基づき市が実施する1 歳 6 か月児健康診査業務及び3 歳児健康診査業務の内、歯科診察を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 都城市八幡町1 1 街区3 号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号該当 本業務は、母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）」に基づき、市が実施する1 歳 6 か月児健康診査及び3 歳児健康診査の内、歯科診察の実施を委託するものである。 しかし、市には、市内の医療機関のうち小児の健康診査を実施できる歯科医師がいるのかなどの具体的な情報が少ない。また、本業務の性質上、個々の医療機関に所属する歯科医師と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属する上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	1, 5 6 8, 2 8 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	172
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)	
契 約 案 件 名	1 歳 6 か 月 児 及 び 3 歳 児 健 康 診 査 業 務 委 託	
案 件 の 概 要	母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）」に基づき、市が実施する1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査 及 び 3 歳 児 健 康 診 査 の 内、小児科診察の実施を委託するもの	
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区2 3 号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
	市には、市内の医療機関で小児の健康診査を実施できる小児科医師がいるのかなどの具体的な情報が少ない。また、本業務の性質上、個々の医療機関に所属する小児科医師と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の小児科医師の多くが所属する上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	1, 5 6 8, 2 8 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	173
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	JR博多駅構内デジタルサイネージ掲出業務委託
案 件 の 概 要	JR博多駅構内デジタルサイネージの掲出業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市中央区大手門2丁目1番10号 西鉄大手門ビル2階 [名 称] 株式会社西鉄エージェンシー
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、九州管内で最も利用者の多いJR博多駅内において本市をPRするデジタルサイネージを掲出するものであるが、同駅看板は、上記事業者が管理するものである。JR博多駅は新幹線、在来線、地下鉄を有していることにより、福岡県内外の鉄道利用者に対し効率的にPR情報の発信を行うことができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 5 6 7, 5 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	174
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 1 (直通)	
契 約 案 件 名	山田デマンド型乗合タクシー (ABコース) 運行業務委託	
案 件 の 概 要	山田町及び夏尾町の公共交通空白地の解消のため、市が運行主体となる予約制乗合タクシーの運行業務を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市新栄町9 1 番地 [名 称] 宮交タクシー 株式会社	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号該当 本業務は、山田町を運行している宮崎交通路線バスが令和2 年9 月で区間廃止されたことに伴い、山田町及び夏尾町の公共交通の再編を実施し、地域の生活交通を維持するものである。 再編については、路線バス廃止区間及び地域内の公共交通空白地を乗合タクシーの運行エリア拡大でカバーするもので、当該業務の運行を既存の乗合タクシー事業者に委託するものである。 近年、公共交通の利用者は減少しており、中山間地域等の地域では、タクシー事業者の撤退が進んでいる。中山間地域等の公共交通を維持していくためには、既存事業者を活用し、地域一体となって取り組んでいくことが重要となる。 以上の理由により、平成1 6 年から既存の乗合タクシーを運行し、当該地域を熟知している上記事業者と随意契約するものである。 ※推定総額は、合計から運賃収入見込み額 (34,800円) を減じた額。	
契 約 締 結 日	令和7 年4 月1 日	
契 約 金 額	執行見込総額	1 , 5 6 0 , 7 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	175
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	高崎中外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立高崎中学校を含む3中学校に設置してあるエレベータの遠隔点検・点検・手入れ保全、異常監視・直接通話サービス、消耗部品の供給等の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。 このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明瞭となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。 以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門とする上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 5 5 7, 6 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 176

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市議会政策運営アドバイザー業務委託
案 件 の 概 要	市議会が進める議会改革全般、特に、「政策形成ガイドライン」に沿った「政策形成サイクルの実践」を支援することを目的とし、地方議会改革及び議会による政策形成に資する各種データの提供、専門的見地からの指導・助言及び研修会等を定期的に実施するアドバイザー業務を専門事業者に委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 神奈川県横浜市港北区大豆戸町9 2 5 - 1 大倉山第二コーポラスC 1 3 6 [名 称] 一般社団法人 地方公共団体政策支援機構
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、地方議会に関する豊富な知識とデータを基に、議会改革全般、特に、議会による政策形成（立案・提言）の実践に関するアドバイス・提言・データ提供等を行うとともに、効果的な研修等も行う「伴走支援」が必要であり、その内容により効果が大きく左右されるため、性質上、価格のみの競争入札に適さない。 この点、上記事業者は、議会改革支援を専門として数多くの議会への支援実績を持ち、令和5年度から本市議会にアドバイザーを派遣してきた法人である。 現在、本市議会が進める議会改革・政策形成サイクルを実現するために実施する年間研修計画等の「議会力向上プログラム」は、同アドバイザーの専門的知見を活かした実践的な内容を、継続的に段階を踏んで学ぶプログラムとなっており、引き続き上記事業者に委託することにより、議会改革・政策形成サイクルの実現に向けた取組の継続性を保ちつつ、目的に最も合致した履行が期待でき、所期の目的を達成することができるものと考えられる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 5 4 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号 177

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	上町駐車場管理業務委託
案 件 の 概 要	上町駐車場の一般利用駐車場の発券及び料金の徴収並びに警備業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、上町駐車場（以下、「駐車場」という。）の自動精算機内の使用料徴収、機械・巡回警備業務を委託するものである。 当駐車場は、令和6年度から行政財産の市営駐車場として管理しており、現在は上記事業者と業務委託契約を締結している。 しかし、当駐車場は、現在、今後の利活用方針について検討しているところであり、本業務が何年継続することになるか不確定な状況にある。 このため、利活用の方針が決定するまでは、本件業務の内容を熟知し、安定的に業務を履行できる体制が整っている事業者が望ましい。 この点、上記事業者はこれまでの当業務の受託により、管理体制の構築がなされ、業務内容を熟知しており安定的な業務履行が可能である。 仮に現在と異なる事業者が受注した場合、単年度契約であるにもかかわらず、長期継続契約の場合と同様に、安定的な履行のために人材確保等体制を整える必要があり、受注者に不利益となる。また、業務の習熟にも一定の期間を要するため、利用者の混乱を招く恐れもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 4 9 1, 6 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	178
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	再商品化業務委託		
案 件 の 概 要	リサイクルプラザに集積・選別されたガラスびん、ペットボトル、白色トレイの素材を再商品化する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門1 4 番 1 号郵政琴平ビル [名 称] 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 家庭等から排出されるごみのうち約6割は、商品の容器及び包装であり、持続可能な社会形成のためには、資源の有効利活用が必須条件となっている。 このような中「容器包装リサイクル法（以下「法」という。）」は、一般廃棄物の減量化及び再資源化を図る目的で平成7年に制定された。これまで家庭ごみの処分については、市町村の固有の事務として行われていたが、法の制定により、リサイクル（再商品化）について、容器包装に関わっている事業者（特定事業者）に負担を求めることとなった。また、法において、市町村についても、容器包装廃棄物の再商品化について必要な措置を講ずることが求められている。 この点、上記法人は、同法に定める唯一の指定法人として、市町村が委託した分別基準適合物の再商品化を行う法人である。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1, 4 6 2, 5 9 5 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	179
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 建築対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	建築行政共用データベースシステム利用契約		
案 件 の 概 要	建築確認審査やアスベスト対策推進事務等の業務に当たり、建築行政の充実を図るため、建築士及び建築士事務所の情報並びに特定行政庁における建築確認台帳等の情報を総合的に管理提供できるデータベースを利用するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 [名 称] 一般財団法人建築行政情報センター		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 建築行政共用データベースシステムは、建築士、建築士事務所の登録及び特定行政庁における建築確認台帳等の情報を総合的に管理提供できるシステムで、他に類が無いものである。また、上記事業者は、建築士法関係機関、特定行政庁、指定確認検査機関等を対象に提供している唯一の法人である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 4 2 5, 8 7 5 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	180
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	大岩田多目的広場維持管理業務委託		
案 件 の 概 要	大岩田最終処分場跡地の周辺地区の生活環境整備対策として整備した、大岩田多目的広場の芝・草刈り、トイレ清掃等の日常維持管理業務及び利用者調整、受付業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市大岩田町 6 1 5 7 番地 7 [名 称] 八反自治公民館		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 大岩田多目的広場は、大岩田最終処分場跡地の周辺地区の生活環境整備対策として整備したものである。 令和6年度の管理業務は、地元要望もあり、地元の団体である上記団体に業務委託しているが、きめの細かい丁寧な作業をしており、業務実施状況は良好である。 芝の生長及び草の繁茂状況を把握している地元の団体・住民が地域の施設を管理することは、地域参加型維持管理の推進及び市民に身近な広場づくりの観点から望ましく、地元住民と行政との良好な関係を維持するためにも有益である。 以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 4 2 4, 5 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	181
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 1 3 1 2 (直通)		
契 約 案 件 名	花木第3団地エレベータ保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	花木第3団地に設置されているエレベータのメンテナンス、定期点検及び年1回の年次検査等の委託をするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、花木第3団地に設置されているエレベータの遠隔監視・点検（常時）、定期点検・定期整備、年1回の年次検査及び年1回の法定定期検査の委託をするもので、点検・調整から修理部品の交換までのエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む業務である。 エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。 このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。 以上の理由により、設置されているエレベータの製造元であり、保守管理まで行っている上記事業者と随意契約するものである		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 4 1 2, 4 0 0円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	182
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市議会運営管理システム保守点検業務委託
案 件 の 概 要	議会放送及び議会運営を行うための制御システム並びに議場カメラや音響設備等から構成する都城市議会運営管理システムが、その機能を十分に発揮し、議会運営に何ら支障の無いよう十分な保守管理を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目 1 番 1 6 番 [名 称] 西日本電信電話株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 上記事業者は、都城市議会運営管理システム更新事業を行った事業者である。 都城市議会運営管理システムの保守業務に当たっては、機器の専門的知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、議会放送及び議会運営に支障が生じるおそれがある。 そのため、当該システム更新を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できない。 以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 3 8 6, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	183
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)
契 約 案 件 名	一般公共土木積算システムソフトウェア保守業務委託
案 件 の 概 要	一般公共土木積算システムの保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号 [名 称] 株式会社リサーチアンドソリューション
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、一般公共土木積算システム（以下「システム」という。）で使用する建設資材等の単価、歩掛等のデータ更新及び保守を行うものである。業務内容は、毎月改定される建設資材等の単価や歩掛等をシステム用に変換しインストールする作業及び保守等である。 本市において現在導入しているシステムは上記事業者が独自に開発したものであるため、同事業者でなければ本業務を確実に履行することが期待できない。また、システムは、行政団体以外への販売及び提供をしているものではないため、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じた時に、システム復旧等の対応に相当の時間を要することが考えられ、業務に支障を来すおそれが高い。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 3 7 5, 0 0 0円

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	184
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)	
契 約 案 件 名	妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査業務委託	
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦及び乳児の健康診査並びに乳児の精密健康診査（妊婦健康診査14回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市清武町木原5200番地 [名 称] 国立大学法人宮崎大学医学部附属病院	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
	妊婦及び乳児の健康診査並びに乳児の精密健康診査において、基礎疾患等により高度で先進的な医療を受けることが必要とされる妊婦及び乳児についての健診受診機会を確保するため、県内で唯一総合周産期母子医療センターの機能を持つ上記法人と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	1, 3 6 9, 9 4 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 185

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市イベント情報集約インターネットサービス提供業務
案 件 の 概 要	本市、観光協会、民間団体等のホームページなど、さまざまなサイトに掲載されている都城市のイベント情報を集約して提供するサービスを運営するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都品川区西五反田3丁目15番6号 リードシー目黒 不動前ビル5階 [名 称] 株式会社インフォモーション
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、上記事業者と本市が連携し、平成30年4月26日から平成30年5月31日及び平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間に実施したイベント情報を集約したサイト（以下「サイト」という。）の実証実験（以下「実証実験」という。）のアンケート結果が好評だったことを受け、令和元年度に本格導入したものである。 本事業を実施するに当たっては、サイト利用者の利便性を保つため、実証実験で用いたサイトを引続き使用することが求められる。 このサイトは、上記事業者の自社開発によるものであり、本格導入後のサイトの安定的な運営及び改良・改善を行うことができる事業者は同事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	186
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	サービスライセンス (KANAMETO利用) 契約
案 件 の 概 要	市民サービスの向上のためのLINEアプリを活用した情報発信に必要なソフトウェアを利用するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都渋谷区東一丁目2番20号 [名 称] トランス・コスモス株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、LINEアプリを活用した情報発信を行うために、上記事業者やLINE株式会社（以下「LINE社」という。）を含む共同出資会社が開発したソフトウェアKANAMETO（以下「ソフトウェア」という。）を利用するものである。このことにより、必要な情報を必要な人に届けることが可能となり、市民サービスの向上が図られる。 上記ソフトウェアは、LINE社が開発当初から開発に加わっており、LINEアプリとの調整や連携が他事業者の同様のサービスより優れている。また、セグメント配信、チャット機能、ボット等を実装していて、本市が必要とするLINEアプリを活用した情報発信の仕様に整合しており、情報発信力強化に必要なものである。 以上の理由により、本業務を履行可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0円

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	187
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直 通)
契 約 案 件 名	法律顧問契約
案 件 の 概 要	行政事務を処理する上で法的判断を必要とする事項の判断等を行う顧問弁護士の顧問契約をするもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市旭一丁目 7 番 1 2 号エスポワール宮崎県庁通り 2 0 5 号小城和男法律事務所 [名 称] 小城和男法律事務所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本市が抱える行政事務における様々な法的問題やトラブルに的確に対処していくには、法律の専門家である弁護士からの指導・助言が欠かせない。 このような中、上記の弁護士事務所の所属弁護士と、3 0 年以上にわたり顧問契約をしており、本市の行政全般について熟知され、法律顧問として全幅の信頼を寄せているところである。 以上より、上記を満たす弁護士事務所は他には見当たらず、本件は競争入札に適さないため、上記事務所と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1 , 3 2 0 , 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	188
-----	-----

担 当 課	〔部 課 等 名〕総務部 情報政策課 〔電 話 番 号〕0 9 8 6－2 3－2 1 2 0（直通）
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用権許諾（LGWAN-ASP版DX-Suite）
案 件 の 概 要	AI-OCRのライセンスを更新するとともに、問合せ対応等のシステム運用サポート業務を委託するもの
契約の相手方	〔所 在 地〕宮崎市柳丸町85番地 〔名 称〕スパークジャパン株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当 本業務は令和4年度に導入したAI-OCRツール「DX-Suite」のライセンス更新等を行うものである。 AI-OCRツールとは、読み取った文字を自動でデータに変換する技術であり、DX-Suiteは株式会社NTTデータが開発したソフトである。本市が既に導入しているRPAツール（プロセス自動化技術）であるWinActor（株式会社NTTデータ開発）と「DX-Suite」を組み合わせることで、文字の読取りからパソコン上での定型作業まで、全て自動で行うことができるようになるものであり、本ツールはシステムを構築する必要なく従量制の年額利用料を支払うことで利用できるものである。 上記事業者は株式会社NTTデータの代理店として、本市に対し令和4年度よりAI-OCRを導入しており、上記事業者と契約することで継続して当初のサービス料金にて本ツールを利用することが可能となる。 仮に、本業務を他の事業者と契約した場合、上記事業者と同条件での契約はできず、価格改定された割高なサービス料金にて契約することとなる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 189

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	ビジネス動画セルフサービス使用許諾
案 件 の 概 要	パワーポイントで作成した説明会等の資料を、撮影・録音等一切不要で動画にすることができるシステムの使用許諾を受けるもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島一丁目18-7 [名 称] TOPPANエッジ株式会社宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本システムは、説明会等で使用するパワーポイントで作成した資料に、説明用のコメントを追加することで、AIがコメントをしゃべる音声付き動画を作成するものである。 本システムを利用することで、撮影や録音等の手間がなくなり、最短5分程度で動画コンテンツを作成及び配信することが可能である。これにより市民も、いつでもどこでも何度でも説明を聞くことが可能となり、スケジュールの調整や会場まで出向くという手間がなくなる。 さらに、常時20種の動画を配信可能であり、URLやQRコードの配布のみで1,000人まで同時に視聴することが可能となることから、説明会や研修等を行う必要がなく、昨今のコロナ禍においても本システムは有用である。 本システムは、株式会社4 COLORSが開発し、上記事業者が販売契約者となっているため、同事業者からでなければ使用許諾は受けられない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1,317,360円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	190
-----	-----

担 当 課	〔部 課 等 名〕総務部 資産税課 〔電 話 番 号〕0 9 8 6－2 3－2 1 2 4（直通）
契 約 案 件 名	土地評価支援業務委託
案 件 の 概 要	固定資産の評価及び課税を適正に行い、納税者への説明責任を果たすため、土地評価方法の見直し、土地の評価額についての問合せ、審査申出等に対する回答、土地評価マニュアルの更新、職員向け研修会の開催等、業務遂行に必要な専門家の助言及び資料の提供等の各種支援業務を委託するもの
契約の相手方	〔所 在 地〕宮崎市高千穂通一丁目6番38号 〔名 称〕一般財団法人日本不動産研究所 宮崎支所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づいて評価する。しかし、評価方法の細部で確定していない部分もあり、精度の高い適正な評価をするためには、業務への十分な理解及び経験が必要である。また、土地評価の困難事例が度々発生している。最近では、弁護士、税理士等の専門家から不服申立てがあり、専門的な問合せも増えているため、よりの確な対応が求められるようになっている。 このため、適切な土地評価事務遂行においては、専門的な助言、勉強会及び土地評価マニュアルの更なる充実が必要であり、専門家の支援が必要不可欠となっている。この点、上記事業者は、これまで、本市の土地評価マニュアルの作成業務を受注し、土地評価の問題点の相談に応じており、また、本市の評価の状況を熟知し、全国で300人弱もの鑑定士から構成されていることから全国的な事例も把握している。 以上の理由により、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 3 1 4, 5 0 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号 191

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	非常用発電機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎非常用発電機の保守点検業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 兵庫県明石市川崎町 1 番 1 号 [名 称] 株式会社カワサキマシシステムズ 統括本部ガスタービンサービス本部西部事務所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務における保守点検対象である非常用発電機は、本庁舎停電時の非常用電源である。 当該発電機が故障した場合、停電時において電力が供給されないため、証明書等発行が不可能となるなど来庁者に迷惑がかかるとともに、本庁舎における多くの行政事務の遂行に支障が生じる。 当該発電機については、川崎重工株式会社が独自の機械及び特殊部品を使用して製造したものであり、部品手配、故障時及び保守点検については、川崎重工株式会社又はその系列会社のみが対応可能である。 以上の理由から、川崎重工株式会社の系列会社である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 2 7 6, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	192
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)		
契 約 案 件 名	第三者行為求償事務委託		
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険に係る第三者行為求償事務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記連合会は、求償の際に必要なレセプトの一次審査を行っているため、市より早く求償事案の発生を把握できる。また、本業務については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第4項の規定により、国民健康保険団体連合会のみが受託可能と定められており、県内23市町村についても同連合会に委託している。 以上の理由により、上記連合会と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1, 2 6 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	193
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市子育て世代活動支援センター 伴走型相談支援事業業務委託		
案 件 の 概 要	産後6ヶ月の子育て親子の交流の促進と育児不安などへの相談指導等、地域の子育て家族に対する育児支援を図る事業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市前田町8街区20号 [名 称] 社会福祉法人 善隣館福祉会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務については、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき、委託するものである。 事業者の選定に当たっては、本業務を都城市内の地域子育て支援拠点事業実施施設で実施することとしているため、該当施設である都城市子育て世代活動支援センターの指定管理者である、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 2 5 1, 3 6 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 194

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市保健センター室内清掃等業務委託
案 件 の 概 要	都城市保健センター施設内外の生活的環境を衛生的に保持し、施設利用者及び来訪者に、常に清潔かつ快適な利用環境を提供するための日常清掃業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市宮丸町3048番地1 [名 称] つやげん九州株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市保健センターは、複合施設の2階に設置されている。当該複合施設の2階には、まちなか交流センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するスペースもあり、2階フロアは、都城市及び指定管理者が管理することとなっている。 このため、仮に、指定管理者が委託する清掃事業者と異なる事業者へ本業務を委託した場合、業務範囲等についての責任の主体が不明確となり、確実な業務の履行ができなくなるおそれがある。 また、保健センターの事業は、主に乳幼児を対象としており、健診の途中等に嘔吐物、飲料等でフロアを汚染することがある。嘔吐物の場合、感染予防の観点からも短時間での清掃処理が必要であるが、上記事業者は常に複合施設内にいるため、即座に対応することが可能である。さらにフロア全体を同一の事業者が清掃することにより、経費も抑えることができ、効率的な業務履行ができる。 以上の理由により、指定管理者が委託する清掃事業者である上記事業者と随意契約するものである
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 2 4 9, 6 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	195
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市健康増進施設利用助成券電子化システム保守業務委託		
案 件 の 概 要	都城市健康増進施設利用助成券電子化システムの保守業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本システムは、運用時に本市の基幹系システムであるアクロシティやWEL+（以下「基幹システム」という。）とのシームレスな連携が必要である。 上記事業者は本システムの開発事業者であり、基幹システムの運用事業者でもあるため、本業務の適切な履行が期待できる。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、トラブルが発生した際に原因の特定に時間を要し、システムの運用に多大な影響を及ぼす恐れがある。 上記の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 2 2 5, 6 2 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	196
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)		
契 約 案 件 名	災害時情報配信システム使用料		
案 件 の 概 要	災害時情報配信システムを利用するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府箕面市桜井1丁目10番28号 [名 称] 株式会社アルカディア		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 災害時情報配信システム（以下「同システム」）はエリアメール/緊急速報メール、テレフォンサービス、防災行政無線等のメディアと連携し災害発生時の伝達手段の多様化を図るものである。 また、専用機器を用いることなく、パソコン等から情報を一斉配信できるようになることから、迅速な情報伝達を可能とするため令和5年度から導入しているものである。 同システムの稼働に当たり使用料についての契約が必要であり、開発事業者である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 1 8 8, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	197
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	水門管理第8号 大根田樋管 (フラップゲート式) 外操作管理業務委託		
案 件 の 概 要	大雨における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確認するための点検等を委託するもの。		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市志比田町4 9 6 9 番地4 [名 称] 都城市消防団 姫城・小松原分団第1 1 部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号該当 本業務は、大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。 本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であること、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断ができること及び危険時には安全かつ速やかな退避行動を行うことができることが必要である。 この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に居住しているため、周辺の地理を熟知しており、風雨時でも安全で速やかに配置につくことが可能である。また、これまでも当該水門の操作を行っていたことにより、水門の開閉実績も十分あり、引き継がれてきた経験等からも的確な状況把握及び判断が期待できる。 以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 1 8 3, 6 5 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	198
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)	
契 約 案 件 名	キャッシュレス決済を利用した公金収納に関する契約	
案 件 の 概 要	キャッシュレス決済を利用した公金収納に関するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区海岸一丁目7番1号東京ポートシティ竹芝オ フィスタワー [名 称] SB C&S株式会社	
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、公共施設入館料や窓口における証明書発行手数料等のキャッシュレス納付に係る決済代行業務である。 令和6年度にマルチキャッシュレス決済機器を導入しており、当該機器を継続して使用するためには、上記事業者と契約するほかない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契 約 締 結 日	令和7年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	1, 1 8 0, 1 2 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	199
担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)		
契 約 案 件 名	会議録等検索システム保守等業務委託		
案 件 の 概 要	会議録検索システム（都城市議会定例会及び臨時会における会議の内容について、市民等がインターネットで会議録及び録画映像を検索できるシステム）の保守及びデータセットアップ業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目 3 番 8 号 [名 称] 神戸総合速記株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 都城市議会の会議録検索システムについては、定例会及び臨時会の会議の内容について、会議録の特定箇所の抽出を容易にし、また、会議録検索時間の短縮及び利便性の向上並びに市民への議会情報の迅速な提供を図るため、平成 1 4 年度から上記事業者が開発したシステムを導入している。 当該システムの保守点検等については、開発者である上記事業者でなければ対応できないため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日		
契 約 金 額	1, 1 6 8, 2 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	200
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	サシバ広場維持管理業務委託
案 件 の 概 要	サシバ広場（梅北町）の除草、ちり拾い等、簡易トイレ清掃、公園利用者調整等の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市梅北町2528番地3 [名 称] 中郷地域経済活性化対策協議会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 サシバ広場は、梅北町の旧ハンググライダー着地点に野芝を張り、様々な利用が可能な広場として整備されたものである。 本件は、地元のことは地元で行うという地域参加型維持管理運営の推進及び安全でより市民に身近な広場づくりを目的として、地元団体への公園管理業務委託を行うものである。 サシバ広場の維持管理業務について、地元の団体である上記協議会に委託することで、同協議会をはじめ、地元商工会、地元自治公民館、地元地域づくり団体等も積極的に広場に関わることができ、地域住民間のつながりを深めることができる。 また、世代間の交流・児童の生涯学習の場として活用できることはもとより、異常があった際の連絡、要望等の連絡が速やかになされるなどのメリットがある。 このように本業務は、地元の広場の維持管理は地元住民が主体となっ て行うという、行政と住民との協働によるまちづくりの推進を目的とするものであり、契約の目的が競争に適さないため、地元の上記協議会と随意契約するものである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 1 6 7, 4 3 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	201
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	妊婦健康診査業務委託		
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦健康診査（妊婦健康診査14回、15回目以上は助産師が必要と認めた場合）を実施する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市乙房町1 5 8 8 番地 1 [名 称] ほのか助産院		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本市に住所がある妊婦が、助産院での妊婦健康診査を希望した場合に受診ができるよう、妊婦の受診頻度が高く、本件対応可能な上記助産院と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1, 1 5 7, 4 5 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	202
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)		
契 約 案 件 名	CASHIER POSアプリ使用許諾		
案 件 の 概 要	マルチキャッシュレス決済端末用アプリ「CASHIER POS」の使用権の許諾		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都渋谷区広尾 3 - 1 2 - 3 6 ワイマッツ広尾 5 F [名 称] 株式会社ユニエム		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、公共施設入館料や窓口における証明書発行手数料等のキャッシュレス納付に係るマルチキャッシュレス決済端末で使用するレジアプリの使用権の許諾である。 本アプリは、上記事業者が開発した、マルチキャッシュレス決済機器で使用するレジアプリであり、同事業者からでなければ、使用権の許諾が受けられない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 1 5 3, 6 8 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	203
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	水門管理第21号 内場樋管外操作管理業務委託		
案 件 の 概 要	大雨における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確認するための点検等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市乙房町419番地3 [名 称] 都城市消防団 庄内分団第24部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。 本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であること、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断ができること及び危険時には安全かつ速やかな退避行動を行うことができることが必要である。 この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に居住しているため、周辺の地理を熟知しており、風雨時でも安全で速やかに配置につくことが可能である。また、これまでも当該水門の操作を行っていたことにより、水門の開閉実績も十分あり、引き継がれてきた経験等からも的確な状況把握及び判断が期待できる。 以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 1 4 8, 9 3 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	204
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 1 4 (直通)
契 約 案 件 名	障害福祉サービス請求内容チェックシステム (商標名: オクトパス ver. 5) 使用許諾及びサポート
案 件 の 概 要	障害福祉サービスの給付に係る請求内容をチェックするためのシステムについて、使用許諾及びサポートを受けるもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県大野城市川久保三丁目1番23号 [名 称] 株式会社ニック
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 障害福祉サービスの給付に当たっては、事業所からの請求内容を国保連合会が審査し、その審査結果を基に、市が再審査した上で給付の決定及び支払いを行う。 この再審査は、国保連合会で審査されていない部分の確認であり、膨大な量のデータが対象となる。 現在、上記事業者が導入したシステムを利用してこれらの作業を行っており、スムーズな再審査が可能となっている。 このような審査機能に特化したシステムを開発・提供及び導入後のサポートを行っている事業者は、上記事業者のみである。 以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 1 3 5, 2 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	205
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市一時預かり等ネット検索予約システム運用保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市一時預かり等ネット検索予約システムの運用保守業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市宮丸町3070番地1 [名 称] シフトプラス株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市一時預かり等ネット検索予約システムは、公募型プロポーザルにより選定した上記事業者が制作したものであるため、同事業者でなければ本委託業務の適切かつ確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、システム運用に支障が出る恐れがある。 以上の理由により、当該システムを制作した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応ができないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 1 1 6, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番 号	206
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	Super Reiki-Base使用許諾
案 件 の 概 要	法制執務体制の充実と例規管理に係る事務の効率化を図るために必要となるSUPER REIKI-BASEシステム使用权の許諾
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市早良区百道浜 2 - 4 - 2 7 [名 称] 株式会社 ギョウセイ 九州支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、本市が使用している例規執務サポートシステムである「SUPER REIKI-BASEシステム」は、法制執務体制の充実及び例規管理に係る事務の効率化を図るため、「機能性」、「操作性」等に重きを置きながら、平成23年に「例規データベースシステム評価基準」に基づき、コンペ方式で業者選定を行い導入したものである。 本システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者からでなければ、使用权の許諾が受けられない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 1 0 8, 8 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	207
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	高城生涯学習センター音響及び映像設備保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	高城生涯学習センター多目的研修室の音響及び映像設備設備の保守点検		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜1-1-1 KBCビル9階 [名 称] ヒビノスペーステック株式会社 九州営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該設備は、ステージに備え付けられたスピーカーと映像投影装置並びにそれらを舞台袖から操作するための操作盤で構成されており、当該施設の多目的研修室でマイク等の音響を使うだけでなく、映像放映も行うための調整がなされている。 当該事業者は、当初から設計・施工に携わっているため、当該設備を熟知している。また、設置以来、継続的に保守点検・修繕を行ってきた実績があることから、設備の特性や修繕履歴を熟知しており、最も効率的かつ確実な保守点検を履行することができる。 仮に、他の事業者が保守点検を行った場合、設備の詳細な知識や過去の修繕履歴の把握が不十分となり、適切な保守管理が困難になるおそれがある。さらに、不具合が発生した際の責任の所在が不明確になり、迅速かつ適切な対応が取れなくなる可能性がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	208
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 3 4 (直通)		
契 約 案 件 名	柔道整復施術療養費患者調査事業委託		
案 件 の 概 要	柔道整復療養費の適正化のために、申請書の内容点検及び被保険者等への調査を行うとともに、被保険者に対して保険適用外の施術の療養費についての正しい知識の普及及び啓発を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、宮崎県市町村国保連携会議市町村事務処理標準化部会において、令和7年4月より、柔道整復施術療養費に係る患者調査事務業務を宮崎県国民健康保険団体連合会に委託し、業務を行うこととなったものである。 以上の理由より、上記連合会と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 1, 0 6 6, 5 6 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	209
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	水門管理第5号 下長飯橋上流水門外操作管理業務委託		
案 件 の 概 要	大雨における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確認するための点検等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下長飯町769番地1 [名 称] 都城市消防団 姫城・小松原分団第8部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。 本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であること、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断ができること及び危険時には安全かつ速やかな退避行動を行うことができることが必要である。 この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に居住しているため、周辺の地理を熟知しており、風雨時でも安全で速やかに配置につくことが可能である。また、これまでも当該水門の操作を行っていたことにより、水門の開閉実績も十分あり、引き継がれてきた経験等からも的確な状況把握及び判断が期待できる。 以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 0 5 9, 3 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	210
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	本庁舎証明書発行機等の保守及び消耗品等供給業務委託契約		
案 件 の 概 要	住民票等の証明書を発行する証明書発行機の保守及び消耗品等の供給を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、住民票等の証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進と市民サービスの向上のため、都城市役所本庁舎に設置してある住民票等の証明書等が発行できる証明書発行機（以下「機器」という。）の保守及び消耗品等の供給を行うものである。 同機器は上記事業者が製造、設置したものであり、保守及び消耗品等の供給については、上記事業者のデータセンターとの通信により管理するのが最も適切かつ確実な方法である。また、同機器の性能を長期間安定的に維持させるためには、構造を熟知している上記事業者が最良である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	211
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)		
契 約 案 件 名	デジタルアーカイブシステム利用契約		
案 件 の 概 要	都城島津邸デジタルアーカイブシステム (サーバー) を利用し、システム保守等を含めた利用契約を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都文京区大塚三丁目1番1号 [名 称] TRC-ADEA株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本件は、都城島津邸デジタルアーカイブシステム (サーバー) を利用し、システム保守等を含めた利用契約を行うものである。 上記事業者は、デジタルアーカイブシステム構築した事業者であるため、利用に係る契約の相手方が同事業者に特定され、また、同事業者以外に適切かつ確実な保守を行える事業者がない。 以上の理由から、上記事業者と随意契約を行うものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	212
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	健康診査に要した費用の支払に係る審査業務委託
案 件 の 概 要	母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査、及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき実施する妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査業務を委託するものである。 妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査については、本市の受診者が、受診時に県内各医療機関に提出した受診票を上記法人が集約し、審査を行う体制が確立しており、ほかに同様の機能を有する団体は存在しない。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 0 5 5, 1 8 4 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	213
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)		
契 約 案 件 名	穂満坊排水樋管外操作管理業務委託		
案 件 の 概 要	大雨における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市乙房町1628番地5 [名 称] 都城市消防団高城方面隊第5部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。 本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であること、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断ができること及び危険時には安全かつ速やかな退避行動を行うことが必要である。 この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に居住しているため、周辺の地理を熟知しており、風雨時でも安全で速やかに配置につくことが可能である。また、これまでも当該水門の操作を行っていたことにより水門の開閉実績も十分あり、引き継がれてきた経験等からも的確な状況把握及び判断が期待できる。 以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	1, 0 5 4, 1 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	214
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保護課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	レセプト管理システム機器保守業務委託
案 件 の 概 要	レセプト管理システム機器類を正常かつ円滑に使用できるよう、機器の保守を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当システムは、上記事業者が開発・導入したものであることから、機器保守については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1, 0 2 1, 6 8 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	215
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	住民健診WEB予約サービス利用契約		
案 件 の 概 要	住民健診WEB予約サービス（以下「MRS」という）を利用するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー17階 [名 称] マーソ株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 MRSは、上記事業者が開発及び運用している検診に特化したシステムであり、予約確定メールが自動送信されることに加え、検診日3日前に再度メールを自動送信し、受診忘れを防ぐことが期待される。そして、利用者にとって理解しやすく、操作性も高いレベルで実現されており、インターネット予約において他自治体での導入実績も有している。 また、蓄積された予約者情報は、受診率向上を目的としたがん検診業務の啓発活動に利用するため、MRSを継続して利用する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	880,000円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 216

担 当 課	[部 課 等 名] 国スポ・障スポ大会局 総務企画課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業実施のためのD i g S p o r t s利用契約
案 件 の 概 要	「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を実施するためにD i g S p o r t sを利用するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市中央区赤坂1-16-10 [名 称] 株式会社電通九州
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、子ども等がスポーツを始めるきっかけをつくるため、デジタル技術を活用した「D i g S p o r t s」を利用して実施するものである。 「D i g S p o r t s」は利用者の動きを3次元センサー、モニター、独自のA I (測定・分析プログラム)で構成されるシステムで、利用者の運動能力を分析し、一人ひとりの長所を見つけて、適したスポーツを提案するシステムである。 同システムは、上記事業者のグループ企業である株式会社電通国際情報サービスが開発した、唯一のものであり、令和5年度にてデジタル田園都市国家構想交付金を活用し導入しているものである。また、引き続き利用する場合、株式会社電通国際情報サービスのグループ企業である上記事業者が唯一の販売代理店となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	871,200円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	217
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市学校給食献立システムクラウドシステム利用料		
案 件 の 概 要	学校給食献立システムを利用するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 香川県坂出市旭町一丁目1番27号 [名 称] 株式会社コーエイコンピューターシステム		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 学校給食献立システム（以下「同システム」という。）は、安全で安心な学校給食の提供を目的として、公募型プロポーザル方式による業者選定によって、令和6年度に上記事業者と業務委託契約を締結し、導入したものである。 同システムは上記事業者が開発したものであり、同事業者からでなければ使用権の許諾が受けられない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	871,200円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	218
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用許諾 (LiveOnコール) 及びサポート
案 件 の 概 要	リモート窓口業務の運用に当たり、テレビ会議システムを利用した遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」のソフトウェアライセンスの使用許諾するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市清水1丁目5番17号 [名 称] ニシム電子工業株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、リモート窓口業務の運用に当たり使用する、遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」のソフトライセンス使用に係る契約である。 リモート窓口構築業務の委託契約に当たっては、システム構築者の専門的知識やノウハウを踏まえた技術力・提案力・サービス内容・将来性等を総合的に評価するため、令和5年度に公募型プロポーザル方式で業者選定を行い、遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」を選定したものである。 本システムは、上記事業者が構築し導入したものであり、同事業者からでなければ、使用权の許諾が受けられない。 以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	831,600円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	219
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	職員採用管理システム「Be-Smart」利用契約		
案 件 の 概 要	職員採用試験における受験者にとっての利便性向上及び業務の効率化を図るため、受験申込受付から採用決定までを一元管理できる職員採用管理システムを導入するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府大阪市中心区淡路町 3 - 1 - 9 淡路町ダイビル [名 称] 株式会社日本経営協会総合研究所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 職員採用において、民間企業や他自治体との競争が激しさを増している中で、本市が求める人材を採用するためには、本市への受験がしやすい環境を整える必要がある。 本業務は、職員採用試験受験者の利便性向上及び手続事務の効率化を図るため、採用試験の申込、受験票の発行、可否連絡等を電子化した職員採用管理システムを利用するものである。 システムには、試験別及び職種別の募集要項・エントリーフォーム作成、年齢その他の資格要件を満たさない受験者への制限表示、顔写真のアップロード及び受験票作成の機能が必要である。 これらの要件を満たすのは、上記事業者の提供するシステム「Be-smart」のみである。また、上記事業者は人材の採用、登用等に関する各種適性検査及び測定・診断ツールの開発・提供企業として多数の実績を有しており、本業務の適切な実施が可能であると認められる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 8 2 5 , 0 0 0 円		